

議事日程 平成30年9月13日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第38号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について（所管部分）

議案第42号 木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について

議案第43号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第44号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について（所管部分）

議案第48号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第49号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第50号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員（6名）

委員長	服部 英二夫 君	副委員長	三輪 一 雅 君
	鎌田 鷹介 君		伊藤 厚紀 君
	加藤 真人 君		伊藤 好博 君

欠席委員（0名）

議場出席説明者

町 長	加藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
総務政策課長	伊藤 啓二 君	会 計 管 理 者	服部 孝龍 君
危機管理課長	小島 裕紹 君	税 務 課 長	藤井 光利 君
産業課長	平松 孝浩 君	建 設 課 長	浅野 覚 君
住民課長	山田 克己 君	総務政策課長補佐	中山 重徳 君
産業課長補佐	多賀 達人 君	建設課長補佐	伊藤 雅人 君

事務局出席職員

書記	事務局長	白木 悟	議会事務局	伊藤 麻美
----	------	------	-------	-------

=====
午前 9時 0分開会

○委員長（服部英二夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、総務建設常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には、何かと御多用の中、御出席賜りありがとうございます。また、加藤町長を初め執行部の皆様、副議長にも御出席いただき、ありがとうございます。

本日、総務建設常任委員会は、平成30年第3回定例会で付託されました8議案を審議する重要な委員会でございます。議案審議には慎重審議をいただきますとともに、委員会運営に当たりまして、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の委員会の出席人数は6名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

座って失礼します。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により書記には白木議会事務局長を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、書記には白木議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（服部英二夫君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、伊藤厚紀委員、加藤真人委員の御兩名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、伊藤厚紀博委員、加藤真人委員の御兩名の方、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議案審議に入ります。

初めに、加藤町長より議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

きのう、きょうは、各地ではまだ大変な大雨に見舞われている地域が多くあるようございますが、私どものほう、おかげさまと穏やかな日和でございますが、このところめっきり涼しくなっておりまして、大変な酷暑の夏も峠を越えたのかなと、そんな感じがいたしております。

そうした中、本日、木曾岬町議会の総務建設常任委員会を招集、開催をいただきました

ところ、各委員さん方、そして副議長さん、早朝からこうして全員御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今期定例会、平成30年の第3回の木曾岬町議会定例会を去る9月6日に招集、開会をいただきまして、今期定例会には、御案内のように、執行部からは14議案を提出させていただきました。開会日にそれぞれの議案を教育民生常任委員会と当総務建設常任委員会にそれぞれ委員会付託をいただいたところでございます。一昨日は教育民生常任委員会で御審議を願ったところでございますが、本日は総務建設常任委員会に付託をいただきました議案につきましては、まず、議案第38号の平成30年度の町一般会計補正予算（第2号）についての所管部分についてから、第42号につきましては工場立地法に基づく緑地面積率等に関する条例の制定について、同じく、第43号につきましては地域経済の牽引事業促進のために固定資産税の課税免除を図っていこうということで、それに伴う条例の制定ということで条例制定の案件2議案、それから、議案第44号につきましては平成29年度の町一般会計の歳入歳出決算認定についての所管部分から、第48号につきましては、同じく、土地取得特別会計、同じく、第49号につきましては農業集落排水事業特別会計、同じく、第50号につきましては公共下水道事業特別会計、同じく、第51号につきましては水道事業会計決算認定についてということで、それぞれの平成29年度の会計の歳入歳出の決算認定についての議案5議案、合わせて8議案を当総務建設常任委員会で御審議を願うところでございますが、いずれの案件につきましても非常に重要な案件ばかりでございます。それぞれ後ほど担当課のほうから詳細に説明させていただきますので、何とぞ十分に慎重な御審議を賜りますようお願いさせていただきます。御挨拶と議事日程の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） それでは、お手元の日程に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○委員長（服部英二夫君） 日程第2、付託議案の審査についてを議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について（所管部分）、議案第42号、木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について、議案第43号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第44号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分、議案第48号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第49号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第50号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についての8議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に1件ごとに全議案を審議することとし、その後、討論、採決についても1件ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審議に入ります。

初めに、議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

第1条、第1項でございます。既決予算に歳入歳出それぞれ2,400万円を追加し、予算の総額を29億2,400万円とするものでございます。

第2項は、この補正予算の款項の区分と区分ごとの金額を、第1表の歳入歳出予算補正に定めるというものでございます。

第2条は、債務負担行為の変更を、第2表の債務負担行為補正に定めるものでございます。

2ページをごらんください。

第1表の歳入歳出予算補正の歳入につきましては、13款の国庫支出金から19款の諸収入までの5款8項において、補正予算をお願いするものでございます。

また、歳出は、3ページでございます。

1款の議会費から11款の予備費までの9款15項の項にわたっての補正でございます。歳入歳出いずれも既決予算に2,400万円を追加して、予算の総額を29億2,400万円とするものでございます。

5ページをごらんください。

第2表の債務負担行為補正でございます。新たに町制30周年記念事業誌の作成業務委託について、期間を平成31年度までとし、限度額を337万円の債務負担行為を追加するものでございます。

それでは、次に、一般会計補正予算に関する説明書によりまして、予算の詳細を説明させていただきますので、6ページの歳入歳出予算を割愛させていただき、7ページ、8ページから、各所管課長から説明をさせていただきます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 13款国庫支出金、2項国庫補助金、6目消防費国庫補

助金では、2万円を減額いたしまして、5,200万円とするものでございます。南部地区津波避難タワー建築工事及び田代小学校線の避難路整備、こちらに係る社会資本整備交付金の交付金額の決定に伴うものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、7目総務費国庫補助金では、82万5,000円を追加し、1,377万9,000円とするものでございます。これは一億総活躍社会の中の女性活躍について、マイナンバーカードや住民票に旧姓を併記するための電算システム改修補助金で昨年度から進められており、今年度の追加分を補正するもので、今年度の合計補助金では148万3,000円となり、100%補助事業でございます。施行予定は平成31年の11月となっております。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 14款の県支出金、2項6目の総務費県補助金、2,000万円を新たに計上するものでございます。木曾岬干拓関連の事業調整制度の補助金として、県営事業の支援事業を対象とした補助金でございます。本年度の対象事業は、町道の新設改良事業と町道鍋田川線の舗装改修事業などでございます。

9ページをお願いいたします。

17款2項4目の減債基金繰入金、3,100万円を減額いたしまして、3,400万円とするものでございます。前年度の繰越金の増額によりまして一般財源が確保できましたので、減債基金からの財源補填を減額するものでございます。

18款の繰越金、1項1目繰越金、このたび3,013万8,000円を増額し、6,013万8,000円とするものでございます。前年度の決算に伴います繰越金の確定によるものでございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 19款4項5目雑入、20万1,000円を追加いたしまして、1,774万4,000円とするものでございます。このうち危機管理課分といたしましては、団体支出金におきまして、消防団活動の安全性を高めるための装備品の購入に対する助成金、こちらを増額するものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 3節の雑入、16万9,000円の減額でございます。コピー代収入等の見込み額を減額するものでございます。

歳入の詳細説明は以上でございます。

続きまして、歳出の詳細説明を申し上げます。

11、12ページの総括を割愛させていただきまして、13、14の事項別明細から説明をさせていただきます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、第1款議会費、1項1目議会費におきまして、このたび15万1,000円を減額し、5,566万8,000円とするものでございま

す。研修先が決まりましたので、移動に伴います電車から車に変更することにより旅費の減額、及び車移動によります燃料費及び委託料並びに通行料などを見込むものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2款総務費、1項1目の一般管理費、このたび241万1,000円を増額いたしまして、1億8,718万5,000円とするものでございます。1節の報酬、総務省からの事務通知に基づきまして、固定資産の評価委員会の事務局の所管を現在の税務課から総務政策課へ所管がえを行いますため、同委員の報酬額を組み替えるものでございます。

11節の需用費、本年10月末に町村会の県外研修会の開催が当町に決定いたしました。このことから、必要な消耗品の追加をさせていただくものでございます。

13節の委託料、総務政策課の正職員1名が長期にわたり治療療養のため休暇に入ることから、この間の事務を補うため補助員1名の雇用する予算を計上させていただきました。

14節の使用料、車借上料の15万円は、先ほど申しました町村会の県外視察研修用の視察用のバスの借上料を2日分計上したものでございます。

コピー使用料の50万円、当初、補助事業対応の事務費といたしまして他の科目で見込んでおりましたコピー代でございますが、本年度の補助事業の減によりまして、対象事務費として支出できないことが明確になりましたので、このたびの補正予算において追加計上をさせていただくものでございます。

5目の財産管理費でございます。このたび79万1,000円を追加いたしまして、8,808万9,000円とするものでございます。18節の備品購入費におきまして、図書館開館以来、来訪者が休憩する空間が少ないなどの意見に対応するため、図書館前と屋外のエントランスにロビーチェア及びベンチを新たに設置する予算を計上したものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 12目高度情報処理対策費では、100万円を増額いたしまして、6,607万8,000円とするものでございます。委託料の情報処理委託料におきまして、LGWANネットワークの安全性を確保するために必要な情報を専用サーバーから取得できる環境、こちらを構築するための作業に係る委託料を増額するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 15目の町制記念事業費、このたび378万1,000円を追加して、828万1,000円とするものでございます。まず、8節の報償費でございますが、当初予算におきまして式典の表彰記念品予算として150万円を計上しておりましたが、表彰候補者を整理し、減額させていただくものでございます。

13節の委託料でございますが、当初の記念式典の設営委託経費といたしまして、230万円を計上させていただいておりました。このたび設営費を精査いたしまして120万円を減額させていただいたこと並びに町制施行30周年記念誌の発刊事業を業務として、このたび新たに計上させていただきました。この事業費につきましては、この予算におきまして前払い金相当額の224万6,000円を計上させていただくものでございまして、先ほどの120万円の減額とこの前払い金相当額を相殺いたしまして、104万6,000円をこのたびの補正予算で計上したものでございます。

15、16ページをお願いいたします。

15節の工事請負費、350万円を新たに計上させていただきました。庁舎の銘板の設置工事費、概算で300万円並びに植栽工事費50万円の概算費用を計上したものでございます。

以上でございます。

○**税務課長（藤井光利君）** 続きます、2款2項1目税務総務費につきましては、5万4,000円を減額し、予算を3,338万7,000円とするものでございまして、さきの総務管理費の趣旨と同様、固定資産評価審査委員の報酬を事務局移管に伴い減額するものでございます。

以上でございます。

○**住民課長（山田克己君）** 次に、3項1目戸籍住民基本台帳費では、82万5,000円を追加し、1,936万3,000円とするものでございます。13節委託料において、先ほど歳入で説明いたしました番号カードや住民票への旧姓を併記するための電算システム改修委託料で、100%補助事業でございます。

以上でございます。

○**建設課長（浅野 覚君）** 19ページ、20ページをごらんください。

7款土木費でございます。2項1目道路橋梁維持費、2目道路新設改良費では、今回補正額はございません。財源更正のみとなっております。今回の補正におきましては、歳入で計上されております県補助金、事業調整制度補助金をここで充当するものでございます。道路橋梁維持費につきましては鍋田川線の舗装修繕に、また、新設改良費につきましては、雁ヶ地・福崎線の道路改良工事に充当するものでございます。

以上です。

○**危機管理課長（小島裕紹君）** 8款消防費、2目非常備消防費では、51万2,000円を増額いたしまして、1,338万9,000円とするものでございます。歳入で説明申し上げました消防団員等公務災害補償等共済基金助成金の事業採択に伴う安全装備品の購入、そして、また、消防団活動内容の見直しなどの精査によるもので計上されております。

続いて、5目災害対策費では、200万円を増額いたしまして、1億3,085万3,

000円とするものでございます。15節工事請負費におきまして、各家庭に配布をしております戸別受信機のアンテナ取り付け工事の対象件数を今年度の7月までの実績に合わせまして増額いたしますとともに、18節備品購入費におきまして、木曽岬町防災センターで必要な机、椅子、収納棚等の管理備品を購入するための費用を増額いたしておるものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） ページを、23、24ページまでお願いいたします。

10款の公債費、1項1目の元金でございます。補正はございませんが、歳入で減債基金からの繰入金を減額したことによりまして、一般財源への財源振替を行ったものでございます。

11款の1項1目予備費、11万8,000円の減額を行うものでございまして、地方自治法が定める予備費でございます。

事項の25、26ページにつきましては、このたびの予算で措置をいたしました30周年記念誌の業務の債務負担行為の関係調書でございます。

以上で平成30年度町一般会計の補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑がある方は御発言ください。

なお、質疑の回数は1議題につき1人3回までとなっておりますので、御承知お祈りします。

それでは、御発言される方、手を挙げられ、委員長の許可に基づき発言されますよう、よろしくをお願いいたします。

○委員（伊藤厚紀君） まず、30周年記念委託業務ということで、ページ数は16ページ、銘板ですね。それから、26ページの町誌作成委託業務、債務負担行為のところになっているんでしょうか、町誌をつくるためのところで、町制30周年記念誌委託業務というところなんですけれども、それから、あと、20ページの消防費、18節の備品購入費、こちらについて、まず、机とか椅子とかというのなんですけれども、もうちょっと細かくお伺いしたいというのと、さっきの銘板と町誌をつくる話なんですけれども、まず、銘板についてなんですけれども、なぜに今このタイミングで銘板をつくるのか、全協でも話がありましたけれど、必要なものであれば建物をつくったときにつくるべきものであって、補正で上げてくるというのはどうでしょうかというのと、全協でお話があったときには、あとからつくるところもままありますよというような話をお伺いしたんですが、他市町、いろいろ聞いてみたら後からというところは少なかったもので、後からつくるところというのがどのぐらいあったのか。

それから、あと、銘板に関してなんですけれども、ないところもあつたりするんですよ

ね。あえてなぜこれをつくるのかということと、町誌もそうですし、30周年記念誌もそうなんですけれども、前の全協で上げてきて、やりますので認めてくださいという、そういったものをもって時間をかけてといいますか、補正じゃなくて当初予算で上げられなかったのかと、前もってわかっていることなので上げられなかったのかということと、30周年町誌についてなんですけれども、他市町にお伺いしたところ、そういったパンフレット、リーフレット、本とかというのは、周年記念のものというのは、いただいたら公文書扱いになりますので、3年から5年のある程度一定の保存期間を過ぎたらどうなるんですかとお伺いしたら、廃棄しますということだったんですけれども、うちの図書館にも、例えば他市町の、最初からここまでの、いわゆる木曾岬町なら木曾岬町史とか、朝日町史とか、何々村村史というのは残っているんですけれども、周年記念の本というのは残っていないという現状があります。

逆に、周年記念の記念誌を全協では他市町に配布するというところでございましたけれども、逆に、そういった周年記念のリーフレット、本、パンフレットをもらっているのはどのくらいありますかというふうに総務政策課へお伺いしたら、南島町、それから東員町、四日市市のDVDとか、3誌であるというふうにお伺いしておりますが、そのことについて、どうしてもやるんだというのであれば、その意気込み、なぜやるのかということをお聞かせください。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、16ページの工事請負費の中の銘板のことについて御質問がございますが、まず、1点目、なぜ今のこのタイミングなのかという点でございます。

先般の全協でもお話をさせてもらいました。一般的に、これはあくまで一般という形の中で認識していただきたいと思うんですが、委員おっしゃいましたように、銘板をつくるというのは庁舎関連で多く見られるわけなんです、やはりどのタイミングなのかという点においては、庁舎を新設したとき、また、やはり周年事業関連で設置をされておることなど、タイミングというのはさまざまであると思います。

私どもとしては、前回は協議で申し上げたとおり、平成30年の記念式典を挙行すること、いわゆる30年の式典を行うということをお踏まえて、記念事業関連として銘板と植樹をさせていただきたいことを説明させていただきました。

この30周年事業は、先般の総括質疑のときに町長からも答弁がありましたように、この目的といいますのは、あくまで町民の皆様とともに歩んできた道のりを振り返りまして、将来に向かって町の未来を見通しまして、町民の皆様とともに町の誇り、愛着を感じ高めていただく機会として式典を行うと。それにあわせてこうした記念の年にあわせて庁舎の銘板も設置したい、並びに後で申し上げますように記念誌も発行したいということで、このたび補正予算として計上させていただきました。

当初予算で計上しなかったのはなぜなのかというところの御質問がございましたが、当

初予算の段階で、昨年、これは当初予算になると12月の予算編成に入ってまいりますが、けれども、その時点では、まだそういう構想的なもののお話は庁内で事務局側のほうでも持っておりましたけれども、まだ他の市町の状況とか、設置状況はどんなものが使われておるかということの現状を確認するということがまだ至っていなかったものですから、その後、全協のときにもお話をさせてもらいましたように、近隣市町の設置されておるものであったりとか、それから、その状況であったりとかというものを確認して、このたびの補正予算に計上させていただいたということでございます。

次に、2点目の26ページ関連、また、冒頭の第2表関連でございました債務負担行為の件でございます。

このたびあわせて記念誌の発行ということを予算計上させていただきました。この予算額につきましては、記念誌の事業は今私どものほうが考えておりますのは、事業費といたしまして561万6,000円、そして、このたび2カ年にわたる事業ということで、平成30年度、31年度にわたり施行しようということで、前金払い相当額の金額224万6,000円を計上させていただきました。

したがって、残る337万円の予算は平成31年度のほうの支出となりますものですから、2カ年にわたる債務負担行為事業として、第2表のほうで承認をいただければ、そして、26ページには、新たに事業費が追加になったという調書として記載させていただくものでございます。

そして、次に、他の市町において図書館などにこういった記念誌がどんなものがあるのかということとか、保存期限のお話でございました。多分委員おっしゃるように、うちの現在の図書館のほうもごらんいただいたと思います。ここの中に、全て今までの中で町のほうにいただいたこういった記念誌が蔵書として保管されておるかということに対しては、やはり指摘のあったとおり、全てのものごそろっておるわけではございません。

また、町のほうで、総務政策課のほうに先般来ていただきまして見ていただきましたのは、今、総務政策課の手元のほうで保管しておる、手元というか、私どもの手元の保管庫で保管しておるものでございまして、まだ全てという中では多分書庫のほうにもいただいたものとして保管しておるものはございます。

ただし、文書の保存期限から申しますと、おっしゃるように、この取り扱いについては永久保存ではございませんので、一旦保管されたものについては、文書としていただくものについては処分されたものもございます。ただ、やはり今後のことも踏まえまして、私どもの図書館もできたこともございますので、そういったいただいた他の市町の記念誌であったりとか町史であったりというものは、図書館において蔵書として皆様にごらんいただけるように考えていきたいというように思います。

そして、最後に、意気込みはどうなのかということの御質問でございました。

やはり先般の総括質疑で町長が答弁申し上げたとおりでございます。30年の実施する

ということ自身の町民の皆さんとともに、この町の誇り、過去の歩んできた道のりを振り返った上で、今後の将来に向けて、町民の皆様と一緒にさらに認知度や存在感をアピールしていきたい、町外に向けてもということなのですが、そういった一環として記念誌も発行していきたいということで、答弁になっておるかどうかわかりませんが、答えとさせていただきます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 消防費の災害対策費、備品購入費の詳細をということでございましたので、御説明させていただきます。

まず、1階の水防団活動を行う際に対策指令室となる部屋、こちらのほうに椅子を16脚、そして、また、書類整理棚を2つ購入させていただきます。2階の会議室でございます。こちらは貸し出しを行える会議室という位置づけもございますので、机を20本、現在椅子が80脚購入はさせていただいておるんですけど、その椅子を収納するための収納台車、こちらを椅子の数に合わせた5台分購入させていただこうという計画でございます。

そして、また、1階に倉庫があるんですけども、こちらの倉庫にはトイレットペーパーや洗浄液、掃除道具など、維持管理に伴う道具を保管しておくところでございまして、こちらにそれらを整理する棚を1つ購入させていくという内容でございます。

以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤厚紀君） いわゆる銘板と記念誌なんですけれど、全協でお話をいただいて大ざっぱな数字、さっき町誌で561万円ということと、銘板については300万円ということで、いろんな方、私を御支援いただいている方並びに部落の集まりがあったものですから、こういうのが上がっているんですけどもというお話をさせていただいたら、そんなものは要らんよという意見が多くありました。あそこに行けば木曾岬町役場とわかりますし、今さらあそこに表札みたいな銘板を立てることについて、他市町はサンプルとして菰野町が上がっているということでああいうのをやったところ、それは結局目的は、あそこに木曾岬町役場があるということを知らしめるための目的、目的から外れて見えのために立てるんじゃないかというような意見もありましたし、私もそう思います。

町誌についても、いわゆる保存期間3年から5年で廃棄されるようなものを561万円かけて作成するのでしょうか。

もう一つ、それと別に、16ページの固定資産評価審査委員の報酬ですか、こちらは年度途中でこうやって変えちゃうものなのでしょうか。それもあわせて、済みませんがお願いします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、30周年記念事業の銘板の件なのですが、町民の方の意見を聞かれて、伊藤厚紀さんのほうには必要でないだろうという意見があったと、それも1つの意見かと思えます。

執行部といたしましては、30周年の記念の式典を行うに当たっても1つの記念の一環といたしまして、どこにでもあるとは言いませんが、多くの庁舎のほうで見られるような銘板というものを私どもの町にも設置したい。

確かに先ほどの質問にもございましたように、設置していない市町もあるじゃないかということもございますが、私どもとしては、御紹介させていただきましたように、桑名市や東員町、そして、多度の支所であったり長島センターであったりとか、そういった近隣の庁舎の状況も見させていただいて、その上で、これを記念事業の一環として、やはり後世といいますか、今は概算していると思いますが、やっぱり後世にきちっと残るような庁舎というようなものの銘板として、このたびの記念事業の一環として事業をしていきたいということで、執行部としては予算を計上させていただきました。

もう一点目の町誌でございます。市町村に送ります記念誌でございます。保存期限が3年から5年と言いましたが、このたび発行しようとするものは町誌ではなく、何度も申し上げましたように、平成30年の歩みを記録とした記念誌としてございますので、町史は皆様御存じのように昔の木曾岬村史がありまして、平成10年には町史のほうも発行して、まだこの辺も発行されておるものもございます。

ですので、町史というものは先般の全協の中でも町長が申しましたとおり、なかなか一般の方が手にとって見ようとしてもかなり文字とかというものが過密になっておって、最後まで読んでいただくものもあるんですが、なかなかそれを持っていただいてということにはならないんですが、私どもが今回発行しようとするものは、写真やその土地の記事、いわゆる30年間の木曾岬町にあった、記録に残るような特色のあるもののページを写真と記録、並びにその期間中に起こったさまざまな行事であったりとか、そういったものを編集して、一般の方が木曾岬町の30年の歩みとして非常に見やすいようなものとして手にとっていただけるのではないかとこの記念誌を目指しております。

したがって、このことにつきましては、今500部発刊予定として今担当するわけでございますが、もちろん近隣市町にも今後も残していただきたいという思いで配布させていただきますし、御希望のあった住民の方には、また希望者には販売のほうも考えていきたいというように思っております。

ですから、全ての住民の方にやっぱりさまざまな意見もあるでしょうから、こんなものは要らないんだという方までも含めて、昔あったような全戸に対して配布をするというようなことは考えておりません。

以上です。

○税務課長（藤井光利君） 先ほどの御質問がありました16ページの固定資産評価審査委員の報酬の減額の関係なんですけれども、ことし4月12日になりますけれども、三重県のほうから職員さんが来庁されまして、実は平成22年に総務省から地方税法の施行に関する取り扱いという文書が出ておりまして、そこには固定資産の評価審査委員会という

のは賦課に対して納税者の方からこれはおかしいんじゃないかという審査申し出というのが出てきた場合にその内容を審査するという機関なんですけれども、国から来ている文書によると、賦課をしている担当課、いわゆる税務課のほうで固定資産を賦課はさせていただいておるんですが、賦課を所管する担当課がみずからが審査をする担当課というのは、そもそも自分が賦課をして自分が審査するみたいなところの所管をするのは避けてほしいという文書だったんですね。

その文書は出ていましたけれども、従来からずっと賦課をする担当の税務課が審査の所管を国の通知がありながらしてきたと。だけれども、国のほうからの指導で、県も管内市町については是正をするようにということがありまして、それで4月12日に県の職員の方が来られて、それは木曾岬町さんも国の通知に従って所管がえというか、国の文書に従った事務をしてもらえませんかという指導があったということで、うちもそれを受けて、じゃ、これは当初予算でまだ従来どおり報酬を税務課の所管の予算で上げておりましたが、その指導に従って事務を進めていこうということで庁内協議がまとまりましたので、この9月補正で所管がえの予算を上げさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤厚紀君） 町誌というのを、さっきちょっと間違いましたね。周年記念誌でございますが、例えばそれをいただいたとして、保存されているものもある周年記念誌、それから、総務政策課で見せていただいたものがありました。それをほかの人が何人ぐらい閲覧しに来ましたでしょうか。

そして、はっきり言ったら、僕は他市町の周年記念にはよっぽど何か調べたいことがない限りないと思うんですけれども、他市町に配布して閲覧されることなく保存期間が過ぎてしまうようなものを、このお金をかけてつくるのかということ並びに、それだったら町内の人に向けて、希望者に例えば安価に販売するというような形をとる、もしくは前もってこういうのをつくるんですけど、どうでしょうかというような形にするとか、はっきり言ったら、他市町さんなんかは余り興味がないと思うんですけれど。

それから、銘板についても、必要ないという意見が多かったことをつけ加えて申しておきますが、それでもあえて周年事業として800万円、やりますということでよろしいでしょうか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、記念誌のことでございますが、他市町にも配布するということがありますが、やはり今もお話をさせてもらっていましたように、記念誌というのはやっぱり町の歴史を記録して保存していくという目的で残していくということが原則、ですので、そのことについても町内の皆様知っていくように、どういう形で販売なのか、それからどうなのかということにつきましては、この予算を承認いただければ、その後、計画をしながら、また議会の皆様方ともいろいろと御相談をさせていただいて検

討していきたいというふうに思っております。

ですので、目的は、やはり町の歴史を保存して記録をしていくということと、それを町民の皆様に、知っていただける方においては、ごらんいただけるようにしていきたいということでございます。

ただ、あともう一つ、どのくらいの方が他市町のものを見に来られたかという点においては、総務政策課に保管しております書類におきましては、一般の方がそういう形で問い合わせをいただいて閲覧したいという方は、私の記憶ではございません。

そして、銘板でございますが、この銘板も含めて、いろんな意見があるということは伺いました。しかし、事務局としましては、何度も説明申しましたように、30周年の記念の年において、銘板並びに植樹と記念誌と、こういったものについてを実施していきたいという考えでおりますので、このたびの補正予算で計上させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（鎌田鷹介君） 委員長、ページ数でいうと、13ページ、14ページの町制記念事業費に対して質問させていただきます。

銘板と記念誌についてですけど、これ、どれぐらいの間協議されて決めたものなのかというのと、あと、僕たちに説明があった全協の時期が直前になったわけですけども、これの理由についてお聞きいたします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 先ほども伊藤厚紀委員の答弁で申しましたように、当初予算の段階、いわゆる昨年の12月の段階では、まだ銘板を設置するという当初予算には計画していなかったものですから、新年度に入って私どもは各市町の設置状況であったりとか、どういったものが扱われておるかとか、例えば全協では石の案として出させていただきましたが、こういったものではどのくらいになるかということについては、新年度早々に入りましてから協議をまいりました。

そして、大体の素案といいますか、事務局で考えておる素案がまとまったのが8月の時期で合っていましたので、8月の全協の機会に出させてもらいました。そして、皆様方の御意見を聞いた上で、このたびの補正予算に至ったという経緯でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（鎌田鷹介君） 記念誌についてですけども、今のところ幾らで売るということを想定しているとかはあるんですかね。それについてお聞きいたします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 先ほども答弁させてもらいましたように、今、想定金額では、販売価格は事務局として案を持っておるわけではございません。この事業費自体が

もう少し申し上げますと、記念誌を発刊するについて、企画、執筆や組版といういわゆる編集に当たる部分の事業費というのは、概算見積もりでは約400万円、そして、これを印刷すると、500部の印刷をした場合ですと120万円ということで、合わせまして561万6,000円、プラス消費税も入っているわけですが、こういった予算を持っておりますので、これを絡めて見た中で、町民の皆さんが御希望される、販売する場合についてはどうなのかということは、これから予算をいただいて承認をいただければ、今後、皆様方と一緒に諮って決めていきたいというように考えております。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（鎌田鷹介君） そもそもなんですけど、協議する段階で銘板以外の案というのはなかったんでしょうか。それをお聞きいたします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 銘板以外というのは、今回の計画の中では記念事業費として、銘板と植樹、そして、記念誌というものを30周年記念事業の1つの事業費の一環として考えておりましたものですから、今は新しくは3つのものを展開させていただいておりますのが、今回の予算でございます。

銘板というふうに至ったといいますのも、他の市町の事例であったりとか、ほかの市町の記念事業等でやられておることの内容も踏まえて、木曾岬町としては銘板、植樹、そして、記念誌というものをこのたび新たに追加させていただいたということでございます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○副委員長（三輪一雅君） 先ほどから質問が出ている銘板の件と、それから記念誌の件について、私もちょっとお聞きしたいなと思います。あわせて30周年記念事業、所管部分だけで結構ですので、ちょっとお聞きしたいなと思うんですが、先ほどから総務政策課長が一生懸命答弁されているんですけど、そもそもこの計画自体は、私は町長が主導で、トップダウンで計画されたというふうに思っておったんですけど、その辺は、別にそれはトップダウンがいい悪いとかというわけじゃなくて、そういう形で計画されたものと考えていいのかというのをお聞きしたい。

それから、鎌田委員の話も少し通じる場所があるんですが、この計画をされるときに幹部やその他職員等に対してどの程度意見を求められたか、例えば副町長、総務政策課長あたりぐらいで決めてしまっているような状況であったのか、いや、そうではなくて、しっかりいろんなことを考えてこれらのことを計画されたのか、お聞きしたい。

それから、今回のこの予算について、私は基本的に反対をしたいというふうに考えているんですが、その中で、債務負担行為の関係と整備工事費の関係の詳細な予算の割り振りをお聞きしたいというふうに思います。もちろん所管部分だけで結構でございますので、お願いしたいというふうに思います。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、1点目と2点目は、そもそもこの計画をという部分でございますが、行政の事務事業を行う中で、やはり予算であったりとか計画判断というものは、担当課長もしくは町長、副町長からのいろんな提案をもとにして組織の中で考えていく、それが当然です。そういったことも踏まえて、総合計画をもとにして事務事業が成り立っておるわけでございます。

今回の銘板であったりとか記念誌というのも、そういった一環の事業だと認識をしておりますので、私、総務政策課長の立場として、そういった動向も踏まえて検討をというように1つの課題が出れば、その課題に向けて情報を収集して、そして、事業の予算を編成しながら議会の皆様に承認を求めていく、こういった一環であるということでございますので、他の事務事業と同様な扱いの1つだというように認識しております。

それから、債務負担も含めた事業費の予算でございますが、先ほども説明したとおりでございます。まず、14ページの委託料には記念誌予算を計上しております。この中で、記念誌に係る分といいますのは、先ほど申しましたとおり、事業費では561万6,000円、この561万6,000円は編集費が400万円と、そして印刷費が120万円、それと消費税が41万6,000円、この総額の561万6,000円のうち、このたびの予算に計上しましたのは、2カ年で行おうという計画でございますので、前金相当額の224万6,000円を委託料の中に含んでおります。

そして、残額の、債務負担行為の調書でもございますが、337万円を来年、平成31年度の完了後の支払いということで債務負担として計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○副委員長（三輪一雅君） ちょっと意地悪な話をしたかもしれませんが、今、どのような計画をされたという中で、総務政策課が主導というか、もとの計画立案してやられたというのは間違いない、それはわかっております。ただ、この計画自体がどこからどういふふうに出されたかということをお聞きしたかっただけです。

要はボトムアップで話が出てきているのか、例えば職員の中から、今回こういうふうで30周年だから必要だよねというところから始まっているのか、そうではなくて、町長なら町長からのトップダウンでこういうことをやりたいので、それに対して計画をつくってくれという話になったのかということをお聞きしておるのであって、もちろん言われたら職員さんは頑張る、それに対して最大限の税の効率化をいろんなことをさまざま考えてこの案を出していただいたと思いますので、特に記念誌に至っては最初は町史を出したいというような話でしたし、それを途中で切りかえたということも聞きましたので、そういうことから考えれば、そのあたりは総務政策課が主導したのかなというのも想像はできるんですけど、そういうことをお聞きしたわけです。

ですから、その辺をもう一回答弁いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○町長（加藤 隆君） 三輪委員、御質問でございますが、30周年の記念事業を取り組んでいくに当たってどういうスキームなりスケジュールで、あるいはどういう姿勢で取り組んできたかということでございます。

おっしゃるとおり、30周年記念事業に取り組んでいくに当たって、私から幹部会で平成30年度が木曾岬町が村から町へ町制施行されて30周年になる、そして、また、折から平成の時代が幕を引いて新しい時代が変わっていかうとしておるとき、そんなようなこととあわせて木曾岬町にとっては非常に大きな節目の年だというようなことで、それぞれ担当課のほうで30周年記念事業として具体的に各課のほうでそれぞれ提案してくれということをお願いして、全課の中からそれぞれ協議されて、そして、いろんな案が出てきた。それがいずれか、全協の資料だったか出ておったと思うんですが、それぞれ出てきました。特に皆さん方に参加していただいたり、ごらんをいただいた中では、町民ホールのオープニングにあわせてやったり、そして、また、30周年記念事業の一環としていろんなイベント行事をやっていただいております。

そして、今特に議論になっております町制施行30周年記念でどんな取り組みをして、町民の皆さんと一緒に次の時代に向かっていくに当たって、どんなものを残していくのがいいかというようなことで、私自身もいろいろと考えがございましたけれども、先ほど来説明しておりますように、総務政策課、あるいは副町長や教育長や私ども幹部のほうでもいろいろと議論してきましたし、最終的に総務政策課長が説明しておりますように、他の近隣の市町の庁舎あるいは公共施設のあたりを視察して、他の市町ではどういった姿になってきておるのかなということで、先ほど来、伊藤厚紀委員でしたか、必要なら建設事業の中で設置するのが普通じゃないかということもおっしゃっていただいておりますけれども、当然そういった例もあります。

だから、私ども、他の市町をずっと見ながら、これとこれとこれぐらいは残していきたいというのが最終的に今予算として上げさせていただいておる事業ということに集約してきたということで、特に私自身の思いとしても、特別なことをやろう、他の市町にないようなことをやろうとか、あるいはまた、特別派手にというか、あるいは華美にというか、そういった思いは全く持っておりません。それは議会の皆さん方も御理解をいただけるかと思うんですが、複合型の施設を建設するに当たっても、あるいはまた、防災対策で避難施設、いろんな整備をするに当たっても、近隣の市町、他の市町と比べて決して派手ではない、また、過剰な予算を費やしてつくったつもりはございません。

皆さんと一緒に知恵を絞って必要最小限の機能をしっかりと皆さんに安心して使ってもらえるものをつくっていかうという姿勢で、議会の皆さん方とも、あるいは職員とも一緒になって取り組んできておりますだけに、この記念事業に当たっても、私は決して特別なことをやろうとか、他の市町以上のことをということは決して考えておりませんし、派

手でもなく、必要最小限のことを、町民の皆さんと一緒にあって節目に当たって取り組んでいきたいなど、そんな思いでありますので、先般の全員協議会での皆さん方の御意見、特にいろいろと全協の場で御提案をいただいたと思います。必要あるのかという御意見もありましたけれども、伊藤厚紀委員からも、しかし、石じゃなくてもほかのものにとということも考えておらんのかと、あるいは御提案もいただいて、それぞれ各議員さんから御提案もいただきました。

植樹、トイレの問題もいろいろと御意見をいただきました。植樹のことについても皆さん方から、むしろ積極的な御意見をいただいたなど、三輪委員さん御自身も、むしろ伊藤厚紀委員さんおっしゃる石と違ったデザインのものはどうだということについても、三輪委員さん自身も、それはメンテにお金がかかるような気がするので石のほうがいいじゃないかとか、特に銘板については設置場所、非常に見通しが悪いので危険だというようなこともおっしゃっていただいております。

しかし、三輪委員さん自身も場所を少し検討したらどうだと、後ろへ下げたらどうだと、あるいは位置を確認して考えていったらどうだろうかというようなお話もいただいておりますので、私も実は非常に、正直この1週間ほど戸惑っております。困惑しております。

しかし、やはり議会の皆さん方の御意見も確かに皆さん方のおっしゃるとおりの点もございまして、私どもとしても真摯に受けとめさせていただいて、そして、より私どもとしては精査をさせていただいて、何よりもやっぱり町民の皆さんに喜んでいただかなきゃ意味がないことですから、そこらあたりは議会の皆さん方としっかりと協議させていただいて、より皆さん方に御理解のいただける形で取り組んでいきたいなどというのは、私の今の正直な心境でございます。

それぞれ担当課のほうで知恵を絞ってここまで来たところでございます。そこらあたりは御理解をいただきたいなと思っております。

以上でございます。

○副委員長（三輪一雅君） 町長おっしゃるように、全協の段階で私は反対するような発言はしておりません。それはどうしてかということ、物事を判断していく上で、いつも自分で判断基準とするものが、自分自身の観点からと町民の皆さんの観点からと行政からの観点と、それから政治的な観点、この4つ、僕は何かを判断するときにはいつも考えるんです。

自分自身の観点で言わせていただくと、最初にこの資料をいただいた段階で、全て必要ないというふうに私は思いました、正直な話が。ところが、少し前に町長と雑談で話しましたけど、例えば町民の皆さんの観点だとか政治的な観点、行政としての観点という部分を、やっぱり議員という立場であれば一步引いて考えなきゃいけないというふうに私も思ったわけです。

そこで、いろいろ自分自身考えた中で必要かもしれないなどという、本当に五分五分ぐらいの気持ちで全協へ臨ませていただきました。あえてそこで反対的な話をするとまた皆さ

んがそれになびくとか、そういうこともいけないと思ったので、あえてその時点で私の強い考えは申し上げずに、もし設置するとしたらどうかというところに私は論点を絞って話をさせていただいたと思います。

ところが、再度この1週間ぐらいの間にいろいろ考えた結果、最終的にはやはり必要なのだろうかというふうな方向に結論づけて、少し前に町長にもその話はさせていただいたと思います。そういうことから、今回の質問にさせていただいたわけですが、その中で、今、町長が自分のトップダウンでこういうやりたいということで、各課がいろいろと上げてきたよということで、それもわかります。

ただ、本当に気になっていたのは、先ほどから例えば銘板、今の玄関口につくろうとしておる石板の銘板と、それから記念誌、町史につながるものだと思いますけど、この案に対して、この案は本当に30周年記念事業をやりたいからという中で、職員側から上がったことなのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

というのは、やっぱりここに関しては、多分ほとんどの人が、ほかの委員も今言われていましたけど、私も聞いたんです、町外者にも聞きました、30人ぐらい聞きました。ですけど、誰一人欲しいという人はいなかったんですね。そんなもん、別に必要性を感じない、町外者の方ですよ、町外者の方にあえて聞いた。

というのは、私の親しい中ですと、私のことを気を遣っているいろいろ、あってもいいんじゃないという人もいるかなというような気もしたので、あえて町外者に聞いてみたんです。そうすると1人もいませんでした、残念ながら。だからこそ、こういうものは政治的な判断がやっぱり要されるのかというふうに私は思っています。

そこで私自身また考えたんですけど、やはり必要性を感じられなかったというのは率直な意見で、この石板、石の銘板と記念誌に関しては、ほかの例えばコンサートとか、そういうのはひょっとしたら上がっていたのかな——私の勝手な考えですよ——と思うんですけど、この2つに関して、本当に総務政策課あたりからボトムアップで上がってきたのかと思うと、何か違うんじゃないのかなって私は思うんですけど、そこら辺はどういうことでこの案が上がったのか、もう一回お聞きしたいです。長くなって済みません。

○副町長（森 清秀君） 三輪委員の御質問なんですけれども、いろいろ30周年記念事業を取り組もうとするときに、幹部会議のほうへ提案もして、そもそもの話、もう一つ戻すと、当初予算に30周年記念事業の予算を上げさせていただいたときに、具体的な内容については年度が始まってから具体的に変更なり補正なりをさせていただきますということも申し上げて当初予算、記念式の予算だけお願いしたというのが現状だったというふうに記憶しております。

そんな中での話なんですけれども、いろんな提案やら発案が錯誤する中で、淘汰をやってもらったのは当然町長なんですけれども、そのときの銘板のお話というのは、この是非というのは、よしあし、要否を論破するというのはなかなか難しい話だというふうに

思うんですね。

これがなぜ必要だと思うかどうかというのは、やっぱりその時々その町が決めなきゃ仕方がないことだというふうに思いますのですが、ちょっと昔の話になれば、どの屋敷にも多少なりとも門構えがあって、それは表札と違う門構えがあって、その門構えはその屋敷の勢力を1つは示すというようなこともありますし、来客される方をもてなすという趣がどうもあるようなんですね。

ですから、今回の銘板というのは、そんなような意図を表現するがためのものかなというふうに考えておるのが1つと、先ほども申し上げておるように、このことについて近隣市町をずっと見せていただいたんですが、見せていただく中でなかったのは、逆を言えば川越町の役場が少し違う鉄のプレートに名前を彫り込んだような案内板があったようなことで、他の市町はやっぱり同じようなものが現実的にありましたので、私たちの考え方は、そこに一致したというのが現状でございます。

ただ、具体的な施行ということになれば、今つくるわけですので、これから先の将来に向けて一番マッチしたものをつくってあげればいいと思いますし、もう一つの考え方の中に、木曾岬町自身は大変歴史の短いところですので、史跡などというものがほとんどないというのが現状なんです。ですから、過去に史跡になるようなものをその時々にしかりしたものをつくり上げていく、これが先々の史跡だというふうに思いますので、そういう観点からもひとつ予算がお願いできたらなというふうに思って提案させてもらったのが理由でございます。

それと、記念誌についてもそうなんですけれども、行政にかかわる者の物の見方から申し上げさせていただくと、業務を進めるときに常に将来にわたっての長期計画を、例えば総合計画のようなものなんですけど、個々の業務に計画書をつくってそれを実施する、それから進捗するということを前提に仕事を進めておるんですが、もう一つの、今業務に携わらせてもらっている職員の1つの大きな目的というのは、今やったことをきちんと後世に残すという仕事も大きな仕事だというふうに思うわけですね。

ですから、その意味合いでも、記念誌を、記録誌を残すということは大きな要素があって、全協なりさきの予算説明のときに他市町にというお話をさせていただいたので、特に伊藤厚紀委員なんかは受け取った側の市町村はそれを3年ぐらいで処分しちゃうんじゃないのというような話をなさるわけですが、これ、そういう要素にも使えますけれども、もともとは町の行政財産として、これから先、行政に携わる者も使わせてもらう重要な書類になっていくと思うんです。

この資料をずっとつくり終えた後、将来にこれがまた資料になっていくんじゃないかなというふうに思いますので、今だけではなくて、将来にわたって今を残すことの必要性もやっぱり十分認識しながらの事業計画だというようなことでございますので、御理解がいただければなというふうに思います。

それと、こんな言い方は適当かどうかわからないんですけども、今、事業費が600万円ほどの事業費になっておりまして、これを1冊にすると随分高価な冊子になるのじゃないかというお話もあるんですが、考え方を改めて、過去にあった平成の間の30年間の資料を、例えば1年当たりに割ると大体20万円ぐらいかというふうに思うんですけども、20万円できちんと整理したものが1つのファイルとして残して、それがいつでも行政財産として使うことができるような資料が編集できると思えば、この値段の高い安いですか、ここらあたりの考え方というのはまた違う側面から評価してもらうことができるんじゃないかなというようなことも考えておりますので、よろしく御検討願いたいと思います。

以上です。

○副委員長（三輪一雅君） 私の今の質問に対して答えていただけていないと思うので、もう一回そこだけ質問させてください。

私が今聞いたのは、副町長が言われることはわかります、その答弁が来るだろうなというのもわかっていましたけど、もともとこの委員会で。ですけど、私が今聞いたかったのはそうじゃなくて、この2つの案は誰から出したんですかという話を聞いているんじゃないですか。ボトムアップから来たのか、そうじゃなくて、町長からこれをやるという話になって、これをつくり始めたのか、その話を聞いているだけです。

30周年記念事業を行うということであって、今、ボトムアップされてきたものもあるでしょうという話はしましたよね。そうじゃなくて、この件の2つは、僕は、皆さん本当に誰に聞いてもこれの必要性を感じる人がほとんどいなかったの、職員から本当にそういう案が出てきたのかなというのを思ったので、それを聞いたかっただけです。そこについて答えてください。

○町長（加藤 隆君） 三輪委員御質問のその点については、私が最初に説明がまだちょっと足らなかったのかと思いますけれども、特におっしゃるような点については、当然全幹部会でそれぞれ提案してくれと、考えてくれということも申しましたけれども、特に今議論になっている部分については、私と副町長、そして総務政策課長、あるいは教育長といろいろと相談させていただきました。

そして、先ほど来申し上げておりますように、他の市町ではどんな取り組み方をしておるんだと、あるいは事業としてどんな取り組みをしておるんだということもありますし、庁舎なり公共施設にどんなものを残しておられるのかということも……。

〔「そのあたりは結構ですので、わかっていますので」と呼ぶ者あり〕

○町長（加藤 隆君） だから、そこらの部分が今争点になっておるんですから、そこらについては、今申しましたように、副町長、総務政策課長、あるいは教育長、ここらの幹部ですか、ここらと相談をしながら、そして、先ほど来言っていましたように、他の市町

のほうも見に行って、必要なものを幹部の中で集約していったというふうに御理解をいただきたいと思います。

○副委員長（三輪一雅君） 今、相談してはいいんですけど、だから、ボトムアップだったのか、トップダウンだったかを聞いたかっただけで、相談していただくのは別に結構です。その話を聞きたいわけですよ。この提案が本当に、例えば職員から出た提案ならそれはそれで1つの判断基準になるかなと思ったので、お聞きしたかっただけです。

○町長（加藤 隆君） 今、三輪委員がおっしゃっている争点になっている部分については、職員から具体的に個々に上がってきたものではないはずやな。

〔「トップダウンだったということでしょう」と呼ぶ者あり〕

○町長（加藤 隆君） はい。私どもからこれとこれをということで……。

〔「こういうことをやってみたいけれどもと言ったら、それに対していろいろ考えてくれたよということですよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（加藤 隆君） 集約していったということですから。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） 先ほども議論が進んでおるんですが、大体30周年記念という事業を当初からしっかりと組んでいないというのが1つ、もう少し考えてほしいと思う。というのは、予算が当初予算の倍ですよ、はっきり言って。そういう考えになるというのはなぜそこそこになるのか、ほかの事業でもそんな事業をしたらちょっとおかしいと思いますよ。当初予算の倍の事業、それはどうしてもしなきゃいけない、危機がそこに迫っておるとか、そういう場合だったらよっぽどあると思いますが。

そして、今、よく議論されておるのが、印刷製本でも40万円の当初予算でしょう。120万円って先ほど言われたんですけど、当初予算が40万円だったはずですよ。それは委託料とかそんなのも変わってきていますので、それはいいんですが、追加の工事請負費の銘板と植樹、これで350万円ですよ。それは当初予算で記念誌の印刷が少しふえただけなのでそこそこかなとは思わせていただくんですが、ただ、銘板、植樹のときの説明でもいろいろ全協のときに意見は、やめたほうがええとか、ないほうがええという極端な意見は出なかったと思います。けれども、実際日数がたつにつれてこれだけの議論がなされておりますので、もう少し執行までに考えていただいたらいいかなとは思いますが。

植樹に関しては余り出てきていないんですが、植樹で、今現在、この施行のときに植栽した木が大分枯れておるんですけど、それはどういう処置をされておるんですかね。1年ぐらいは保証されるわけでしょう。枯れたものに関してはきちっと植えかえしないと、そのままほかってあるような気がします。1年も待っておって、枯れたらすぐ次を植えるのを義務づけてしっかりとやっていたかかないと、1年たってから植えさせておいたらもうそれでよしでしょう、1年の保証しかないんだから。もう少しそのところを考えてほしいと思います。

それから、その下の、15、16ページのところなんだけど、固定資産の評価審査委員の組み替えですが、平成22年度から総務省の指定でなっておるのに、なぜ今までずーっとほかっておったかという、その根拠ですね、それが聞きたいのと、もう一つ、19、20ページのところの道路橋梁費なんです、これも予算の組み替えなんです、この道路橋梁維持費の350万円と道路新設改良費の1,650万円、これはどの部分に当たる、何のあれで国のほうの組み替えになったのか、もともと町一般財源でやる予定だったのが、その内容は何ですか、何で認められたんですか。そこを3つちょっとお聞きしたい。

○副町長（森 清秀君） 一番最初にお問い合わせをいただいた、このたびの平成30年の記念事業の予算が何で当初からという段取りが組めなかったのかという御質問についてお答えさせていただくんですけども、そのときの平成30年度の当初予算編成のときに考えた1つの考え方として、予算編成というのは大体前年の11月とか12月の段階でつくるわけございまして、そのときになかなか考え方がまとまり切っていなかった、具体的にまとまり切れていなかったというような現実としてあるわけなんですけど、ただ、そのときに全体予算をつくってしまおうと思います、例えばですけども、25年にやった記念事業がございしますが、それをベースに、例えば同額だとか1割増しだとか2割増しだとか、そんな粗い予算をつくるより方法がなかったわけですね。

でも、そんなことをしても、しょせんが後で補正をかけたり組み替えたりというようなことになりますので、それであれば徐々に煮詰めていきながら、当初予算では式典の最小経費だけ上げさせておいていただいて、具体的な肉づけについては徐々に議員の皆様方と例えば相談させていただきながら、30年の記念事業を態勢したらどうかという考え方があったので、当初予算に意図的には外したというような考え方でございます。

現に、今回の予算に、教育委員会のほうですけども、西川ヘレンさんの講演で100万円という具体的な予算を上げさせていただいたんですが、このたび皆さんどう思われたかわからないんですけども、西川ヘレンさんで100万円、30年の記念事業というようなことで御理解がいただけたというふうに思うんですね。

ですけども、これを当初予算で上げれば、何かわからんけれども記念事業で100万円だけお願いしますという予算を皆さんにお願いしたというようなことになりますので、これはどっちがよかったかどうかは議員の皆さんが御検討いただければいいのかなというふうに思うんですが、私どもとしては、申し上げたように、より具体的な御提案をさせていただきながら、予算をお認めいただくほうがよかれと思ったことですので、それが差し違えであればお謝りをさせていただきますので、また御指導いただきたいと思います。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2点目の印刷製本費40万円が120万円となりました。40万円の当初予算でお話をいただいた部分は、あくまで式典の案内状等の印刷費を当初計上しておりましたものですから、それは変わっておりません。今回の式典の記念誌の印刷は別と考えていただければよろしいかと思います。

そして、3点目の庁舎内に植樹されておる樹木が現在枯れておるような状況もあるのに、枯れ保証の件もお話を受けました。

現状の契約においての植樹部分については、請負業者のほうで枯れ保証1年間がついております。この枯れ保証で、本来一般的には1年間ということなんですけれども、一般的に業者のほうで申しますのは、施工をされて、要するに植樹してから1年間たった状態で枯れておったものについては植えかえていきます、保証していますというのは基本ということなんですけど、役場のほうでは玄関先のものも含めて低木関連が一部枯れてしまったということがございました。

これをことしの11月までほかってしまうということは、対住民の方やそういったものを含めた上で、それは許させることはない、そういった御判断のほうから、まず、枯れた原因をきちっと明確に設計士のほうと調査して、その上で、枯れておるものに対しては、ほかっておくのでなしにちゃんと植えかえてほしいと。今回、1年が間もなく経過しようとしておりますので、この10月の段階で植樹、それから、あとの施工された施設の中でふぐあい等が見つかっておるもの、それが確認できるものについては業者、設計士のほうと立ち会いを行って、その保証行為をしていただくという内容を今計画しております。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 固定資産評価審査委員の事務局の取り扱いについて、平成22年に総務省から通知が来ていたのになぜ今かとおっしゃる質問に対してですが、県の方が4月に来られて指導されたときに、これは木曾岬町だけじゃなくてほかの市町も実はあるんだということで、今まで通知があったときに、本来は国の指導に従って事務局を賦課の所管課以外のところにすべきであったとは思うんですけれども、やっぱり当町のようななかなか規模の小さい職員数の少ないところだと、賦課の審査をするということは専門性があるものですから、他の課で取り扱うのはなかなか二の足を踏むようなところはあるというのが現状であります。

ただ、こうやって来庁までされて、国が強く総務大臣通知に従って事務をするようにということで、全国の市町にこういうのがあるので、それを是正するというので今回力を入れておられるので、通知だけで本来はすべきであったとは思うんですけれども、そこまで強く言われるということは、賦課をしている人間が審査をするみたいなどころはあるのは、それは本来余りよろしくないだろうということも確かにあるので、この機会を捉えてしっかり本来の姿に戻していこうということで役場庁内で協議しましたので、申しわけなかったんですけれども、規模の小さい、職員数のなかなか少ないところの町、県の方が市町に来られたときにどんな市町があるのとは聞いて、確かにその市町もうちと同様な規模だななんてことを思いましたけれども、でも、そう言っても仕方がないので、このたびの機会を捉えて正常化しようということで話をさせていただきましたので、このたびの機会になったということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○副町長（森 清秀君） 補足させていただきますと、平成28年に行政不服審査法の改正があって、従来からあった法律だったんですけれども、制度が随分改正されて、住民の監査請求がより簡便になるようなことができてきたんですね。そのときの審査の手だてが随分過去から見直しがなされまして、その一環の見直しの中に、これも同じような異議の申し立ての対応の仕方になりますので、そこらあたりがちよっと絡んで県の指導が徹底したのかなというふうに思います。平成22年のものが今になったのは、本当に大変謝るしかないんですけれども、きっかけはそういうふうなことがあったというふうに理解しておりますので、よろしくをお願いします。

○建設課長（浅野 覚君） 19ページ、20ページの土木費の道路橋梁維持費と新設改良費の財源更正の関係です。

制度そのものなんですけれども、いわゆる県の補助金である事業調整制度補助金と申しますのは、町が負担する分の2分の1以内であれば充当はオーケーということでございます。例えば新設改良費のほうにつきましては、雁ヶ地・福崎線のほうに充当しています。もっと言いますと、雁ヶ地・福崎線は、ことし6,600万円の事業予算を組んでおります。これは国の補助事業で、2分の1の3,300万円が補助金が出ます。残り3,300万円は当初予算、6月補正におきましては一般財源としておりましたが、3,300万円の2分の1であれば充当はオーケーということですので、1,650万円をこの財源で使わせていただくということでございます。

予算内示が2,000万円がありましたので、残りの350万円につきましても予算の範囲内で橋梁維持費のほうの鍋田川線のほうに充当したという、県の補助金のルールに基づいた充当ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） 今の30周年記念事業ですが、総費用を全部合わせると800万円のようにやったか、900万円ぐらいになったんですかね。このあたりざっと見たらそのぐらいじゃないかなと思っておったんですが、ヘレンさんも別に30周年事業で交響楽団か、そんなもんいいんですが、なぜここで今問題になって、皆さんが質疑が多い銘板とかに傾いてくるかということもしっかりと考えていただかなければいけない、ほかの事業はそんなに問題視されていなかった、前々日の文教の委員会の中でも私は御質疑があったんですが、なかったように思います。

それで、枯れ保証の問題は、今度も植樹という30周年にありますので、要は、なぜそれが枯れておるか、すぐ下の西口なんかは、あれはハナミズキでしたか、何か植えてあったんですが、ある程度大きい低木が。枯れた後の草の勢いのいいことはもっさりと生えていましたよね。

だから、そういうことで原因が何かかなと思って、草は本当にすばらしい勢いで出てきておるのになぜ枯れたのかなということもありますので、私はそういう植樹に関しても、全協でも言いましたけど、きちっと下の土台、根の張るところを、記念樹として背の高くなる木を植えるのであればそれなりに下へ張る根が必要ですので、地盤のしっかりした、植える圃場のしっかりしたところに植えていただかないと、植えた記念樹が1年もたつて根が張っていったら枯れていったがや、あっちの枝、こっちの枝が枯れていくがやというような、それこそすばらしい記念樹では、すくすく伸びて町の成長と同じように伸びていくための記念樹の植樹になるわけですから、しっかりとそこを考慮して成功していただかないといけないかなと思っています。

50万円かそこらでしたが、費用もかけてはいかんのじゃなしに、かけりゃかけるだけの価値のあるような記念誌でもいいですが、そういうことが望まれるからこんな意見が出てきておるんじゃないかなと思いますので、そのところでもう一度しっかり執行部のほうで、こういう執行前に予算内容をしっかりと協議していただいて、再度練ってほしいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○町長（加藤 隆君） 伊藤好博議長から30周年事業のこと、それから植樹のこと、植えたやつが枯れておるじゃないかというような御心配、御指摘をいただきました。

私自身もそうなんですが、まず最初に、30周年記念事業についてですが、それぞれこの委員会で各委員さん方から本当に貴重な御意見をいただきました。私ども、これを提出させていただくに当たって、もっとよくという精査をしてということですが、それぞれ担当のほうから説明させていただいた経緯の上で予算としてお願いさせていただいたところでございますが、当常任委員会の場で、それぞれ各委員さん方から非常にかぶとの高い貴重な御意見を頂戴いたしました。しっかりと受けとめさせていただいて、事業の内容をよく精査させていただいて、また議会の皆さん方に相談させていただき、御意見をいただきながら、しっかりと町民の皆さんに本当に真に喜んでいただけるようにしていきたいと思っております。これが1つ。

それから、植栽のことでございますが、私自身もこの庁舎の外構工事に、複合型施設の外構の植栽について、月日といたしますか、日がたつごとに症状がおかしかったものですから、そして、また、御指摘のように、御案内のように枯れておる植樹もございます。そんなことで、枯れた原因、設計に問題があるのか、施工に問題があるのか、管理に問題があるのか、そこらをきちっと検証して、そして、次の作業に当たるようにということで指示をしております。少し時間がかかっておりますけれども、やはり当然次に当たるときには同じような問題が起きないようにしっかりと改善して、御指摘のように取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。そうしたら、10時55分より始めたいと思います。

午前10時40分休憩

午前10時53分再開

○委員長（服部英二夫君） それでは、ちょっと早いですが、休憩を解き、会議に戻します。

○議会事務局長（白木 悟君） まことに申しわけございません。日程表の議案第42号で誤植がございましたので、日程表を差しかえさせていただきましたので、申しわけございませんが、取り扱っただけをお願いします。「自」という字が入ってしまいましたので、済みません。

進めてください、お願いします。

○委員長（服部英二夫君） それでは、次に、議案第42号、木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、議案第42号の説明をさせていただきます。

木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定についてでございます。

木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

下段、提案理由でございます。

工場立地法第4条の2第1項の規定により、緑地規制を緩和することを目的に、規制緩和の基準等の事項を市町村の条例で定める必要があり、地方自治法第96条第1項第1号により、議会に議決を諮る必要がある。これが提案理由でございます。

補足をさせていただきます。

平成29年の4月に工場立地法が改正されましたことによりまして、従来、市町村の区域にある特定工場、いわゆる敷地面積が9,000平米以上または建築面積で3,000平米以上の建物などにつきましては、新設などの届け出が市町村条例を定めることによりまして、市町村への権限に委ねられることになりました。

現在、木曾岬干拓地への企業誘致に向けて土地計画手続を進めておりますが、今後の町内の企業誘致の推進を図るために、町内の工業地域及び干拓地の地区計画区域における緑

地等の面積について、緩和する条例を制定するものでございます。

おめくりいただきまして、条例の本文でございます。

第1条では、工場立地法第4条第1項の規定に基づき、町で適用すべき準則を定めることを規定しております。

第2条では、この条例で使用する用語の定義を定めるものでございまして、条例で定める区域の範囲並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を示すものでございます。

第3条では、本条例で適用する区域と緑地面積率、環境施設の面積率を定めるものでございまして、この条例で定める区域は町内の工業地域及び木曾岬干拓地の地区計画区域として緩和する基準につきましては、緑地面積につきましては、現行の20%以上ということから5%以上に緩和すると、環境施設面積につきましては、現行の25%以上というものを10%以上までに緩和するものでございます。

続いて、項、変わりまして、第2項でございますが、第3条に定めます環境施設の割合の算定に当たりまして、工場立地法施行規則第4条に定める施設の土地、いわゆる屋外運動場であるとか屋外広場等を指しますが、及び同規則の3条に定める建築物の屋上等の緑化施設などの面積につきましては、この算定面積の2分の1以上に算定することができない旨を定めているもの、いわゆるこういった施設というのは、算定された面積に対して半分以上の面積にこういった施設を含むことを加算することはできないと、要するに2分の1までの施設であれば、緑地施設並びに緩和施設に勘案できるという算定を含むことができるということをお定めておるものでございます。

第3項では、特定工場の敷地が2つ以上の区域にわたる場合の適用の是非を定めている場合、第4条におきましては、特定工場が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の本条例の適用について定めたものでございまして、第5条では、本条例の施行に関し、必要な事項につきまして、町長が定めるものを規定するものでございます。

附則でございますが、第1条では施行期日を定めたものでございまして、第2条では、既存工場等の緑地及び環境施設の算定に当たり、変更が生じた場合の面積の算定方法につきましては、規則で定めることを規定するものでございます。

以上、木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑がないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第43号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） では、議案第43号の説明をさせていただきます。

木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。

木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定する。

下段、提案理由でございます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律により、固定資産税の課税免除をすることによって地域経済牽引事業の促進を図ることを目的に、地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除の基準などの事項を市町村の条例で定める必要があり、地方自治法第96条第1項第1号により、議会の議決を得る必要があるというものでございます。

補足させていただきますと、本条例の制定につきましては、先般の全員協議会でも説明をさせていただきましたとおり、平成29年度に地域未来投資促進法、正式名称は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律でございますが、これが施行されたことによりまして、町村条例を制定することによりまして、その区域に新たに新設並びに常設しようとする企業の固定資産税の優遇措置を定めようとするものでございます。

おめくりいただきまして、条例本文でございます。

第1条では、本条例の設置目的を定めるものでございまして、第2条では、法律に定める基本計画、いわゆる三重県の計画でございますが、この同意の日から5年以内に新設または増設した対象企業の固定資産税——いわゆる土地と構造物でございます——につきましては、賦課期日の年度から3年分の課税免除をするということを規定したものでございます。

第3条におきましては、申請書の提出期限を定めておりまして、条、変わりがまして、第4条におきましては、当該申請書の審査と課税免除の可否を町長が決定する旨を定めたものでございます。

第5条におきましては課税免除の取り消しの規定を、第6条では課税免除の継承基準を、第7条では、本条例施行に関し、必要事項について規則で定めることを規定したものでございます。

附則でございますが、本条例の施行期日を平成31年4月1日と定めるものでございまして、この施行期日は、現在、同法に定める県の基本計画に木曾岬町を区域指定すること

について申請中であることから、国の同意が得られる予定期日を施行日としたものでございます。

以上、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

○副委員長（三輪一雅君） 今回のうちの条例の中で、第1条は目的、第2条は課税免除、第3条が課税免除の申請ということで、その後、第5条で課税免除の取り消しというのが項目として上がっているわけですけど、この間に本来だったら、変更等の届け出というような項目が入ってこないといけないのではないかなというふうに思ったんですが、要は、事業の変更等があったときに速やかにその届けを出さないといけないというような項目は今回上げられていないみたいですけど、それは入れ込む必要はなかったのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 私どものこの条例で施行しようとするものは、県の計画が承認されて以降の賦課期日現在において、いわゆる私どもの干拓地での計画地内において建物を建てられてから3年間を免除しようとするところが基本でございます。

ですので、多分委員おっしゃってみえるのは、例えば認められた場合に、当初から多分2年目もしくは3年目の中で、著しく固定資産税等の増減等が生じたときにどうなるかという適用条件でございますが、これはあくまで税のほうの課税の基準が原則になりますので、この分については、毎年変更があれば税のほうの賦課期日、1月1日現在の賦課対象物が変わってまいりますので、それを基準ということかと思えます。

ただし、それを1度受けられた減免の中で、それが再度2年目に入ってまたそこから3年受けられるかということ、そうではございませんので、受けられた対象の基準から3年以内の減免となりますので、減免の間に建物等が変更になったとしても、それはこの減免、いわゆる非課税とするわけでございますから、それについては、この条例の中で範囲とするものではないというふうに理解をしております。

○副委員長（三輪一雅君） 必要ないということでもいいと思うんですが、ちょっと何で気になったかということ、他市町を調べていたときに、この項目がほとんどのところで明記されていたように思ったので、変更届を出す必要がないという、今の総務政策課長の答弁であれば結構です。ただ、私も今、実際これを実用したときに、どのような現状が起こってくるのかということころまではなかなか、実務を担当しているわけじゃないのでわからないので、よければ大丈夫です。ただ、他市町ではこれが上がっていたので、必要ではないのかなというふうに思った次第です。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 私はそのような認識で説明をさせていただきました。

他市町のことを御指摘いただきましたので、本日もう一度確認させていただいて、答弁のほうをさせていただきたいと、時間をいただきたいと思います。先ほど申したとおり最終確認をとらせていただきますが、万が一、この条例で先ほど指摘された事項等で不備があるということであれば、条例承認していただければ今後の議会以降で、一部改正等で修正を加えさせていただくようなことになると思います。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 三輪委員、よろしいですか。

○副委員長（三輪一雅君） 別にこの条例に反対するわけでもありませんし、きちんとしたものにしていただきたいので、私のほうでたまたま見つけることができましたので、もし修正が必要であれば適切に対応していただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第44号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について（所管部分）を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、議案第44号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算の認定についての説明をさせていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

なお、この決算認定の議案につきましては、歳入歳出決算事項別明細書及び監査委員の意見書を参考資料として、事務報告書を提出させていただいております。

説明を申し上げますので、別とじの歳入歳出の決算書の3ページ、4ページをごらんいただきたいとします。

これは、平成29年度木曾岬町一般会計の歳入歳出の決算書の歳入でございます。

5ページ、6ページをごらんください。

歳入の合計欄、予算現額が41億1,967万920円に対しまして、調定額41億7,246万6,290円、収入済額が41億3,731万6,226円、不納欠損額は26万4,978円、収入未済額が3,488万5,086円となりまして、予算現額と収入済額の比較は1,764万5,306円となりました。

続きまして、7ページからの歳出の最終、9ページ、10ページをごらんいただきたい

と思います。

歳出の部でございます。

歳出の合計でございますが、予算現額が41億1,967万920円に対しまして、支出済額は39億7,531万9,418円、翌年度の繰越額6,315万8,000円、不用額8,119万3,502円となりまして、予算現額と支出済額の比較は1億4,435万1,502円となりました。これによりまして、歳入歳出の差引額が1億6,199万6,808円となりまして、うち歳計剰余金処分によります基金の繰入額を7,000万円といたしております。

それでは、詳細説明を、35ページ、36ページの事項別明細書で所管課長から説明をさせていただきますと思います。

○**税務課長（藤井光利君）** それでは、35ページをごらんください。

1款町税については、収入済額については、36ページをごらんいただきまして、9億7,833万8,926円で、収納率は96.5%です。収納率は0.1%の増となりました。今後、収納対策にますます力を入れて、収納率の向上に努めてまいります。

それでは、町税の内訳の説明をさせていただきます。

1款町民税、1目個人、1節現年度課税分については、収入済額は3億1,456万1,115円で、収納率は97.8%、対前年度比は104.8%です。

2節滞納繰越分については、収入済額723万2,191円で、収納率は45.3%、対前年度比は102.7%でございます。なお、県税を含めた賦課徴収の概要は、備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、2目法人、1節現年度課税分については、収入済額8,282万9,300円、収納率は99.5%、対前年度比85.4%です。なお、収入済額の均等割、法人税割の配分は、備考欄に記載のとおりでございます。

2節滞納繰越分については、収入済額が25万円、収納率は23.0%、対前年度比267.7%でございます。

次に、2項1目固定資産税、1節現年度課税分については、収入済額は5億353万7,320円で、収納率は98.5%、対前年度比98.5%です。なお、それぞれ土地、家屋、償却資産の収入額の明細は、備考欄に記載のとおりでございます。

2節滞納繰越分については、収入済額については721万4,702円で、収納率は43.1%、対前年度比で139.0%です。

続きまして、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金については、収入済額は1,936万2,400円で、新輪1丁目21番地ほか9筆のメガソーラー事業用地に対する交付金の交付を三重県から受けているものでございます。

次に、3項1目軽自動車税、1節現年度課税分については、収入済額は1,730万8,740円、収納率は98.2%、対前年度比101.9%です。なお、それぞれの車種ご

との収入済額の明細は、備考欄の記載のとおりです。

2節滞納繰越分については、収入済額は18万1,600円、収納率は37.0%で、対前年度比は128.8%です。

次に、4項1目市町村たばこ税については、収入済額は2,539万3,008円で、対前年度比は93.8%です。

次に、6項、37ページに移りまして、入湯税につきましては、収入済額46万8,550円で、対前年度比96.5%です。

次に、款、変わりまして、2款地方譲与税でございます。収入済額は3,753万5,000円でございます。1項1目地方揮発油譲与税でございますが、1,087万6,000円の収入済みとなっております。

続きまして、2項1目自動車重量譲与税でございます。2,665万9,000円の収入済額となっております。

次に、款が変わりまして、3款1項1目利子割交付金でございます。194万4,000円の収入済みとなっております。

次に、款が変わりまして、4款1項1目配当割交付金でございますが、484万1,000円の収入済みとなっております。

次に、款が変わりまして、5款1項1目株式等剰余所得割交付金でございますが、475万6,000円の収入済みとなっております。

次に、款が変わりまして、6款1項1目地方消費税交付金でございますが、1億1,329万7,000円の収入済みとなっております。

次に、款が変わりまして、7款1項1目自動車取得税交付金でございますが、1,361万8,000円の収入済みとなっております。

次に、款が変わりまして、8款1項1目地方特例交付金でございますが、269万1,000円の収入済みとなっております。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 9款1項1目の地方交付税、収入済額は9億563万5,000円で、前年度に比べまして1,200万8,000円の増額でございます。普通交付税分は8億561万1,000円でございますが、国勢調査の結果に伴う算定単位が減額されたことなどから、前年度に対しまして523万6,000円の減額となっております。

次に、40ページの最上段でございますが、特別交付税、1億2万4,000円でございます。歳入される防災事業の単独事業費の増額などによりまして、前年に比べまして1,724万4,000円の増額となったものでございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 続きまして、10款1項1目交通安全対策特別交付金でござ

います。収入済額が83万2,000円、これは道路交通反則金を原資としまして、カーブミラーや区画線といった交通安全施設の整備に対し助成される交付金でございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 11款の分担金及び負担金で、この負担金の6目土地改良区総代選挙の負担金でございますが、収入済額は3万7,000円でございます。平成29年9月に任期満了の土地改良区総代選挙の事務費負担金を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） 41、42ページをお願いいたします。

12款1項3目の農林水産業使用料、収入済額が22万5,249円で、見入地区多目的の共同利用施設で利用した電気代や上下水道料を地元自治会から受け入れたものでございます。

○建設課長（浅野 覚君） 4目土木使用料、収入済額467万6,600円でございます。道路占用許可のうち占用料を徴収するもので、主なものとしましては、電柱、電話柱で1,200本余り、また、架空線で約2万1,000メートルなどとなっております。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 6目の総務使用料、2,088万8,844円の収入済額でございます。総務政策課の所管におきまして、1節の庁舎使用料につきましては、ふるさと創生ホールの使用料、1つ飛びまして、3節の行政財産の目的外使用料につきましては、自動販売機等の使用料でございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 2節自主運行バス使用料では、運賃収入を計上いたしております。平成29年度1年間の乗客数は、中央線、源緑見入線、2路線合わせまして13万8,089人ございました。なお、前年比でございますが、104.6%の増額ということになっております。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 続きますして、2項手数料、1目1節総務手数料でございますが、284万3,200円の収入済みとなっております。

続いて、43ページに渡っていただきまして、内容は備考欄記載のとおりでございますので、お目通しをお願いします。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、戸籍・住民票、印鑑証明などの窓口証明手数料を受け入れたものであり、内容につきましては備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 3目土木手数料につきましては、決算額はございません。

○産業課長（平松孝浩君） 4目の農林水産業手数料、収入済額が1万1,700円で、

農林水産関係の39件分の証明手数料でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 続いて、45ページになります。

2項国庫補助金のうち5目土木費国庫補助金でございます。収入済額3,643万円でございます。社会資本整備の関係の交付金ということで、内容としましては、道路関係で3,640万8,000円、鍋田川線の舗装修繕工事や雁ヶ地・福崎線の道路改良工事等々に充当しております。また、住宅関係の2万2,000円、これは木造住宅の耐震診断委託に関するもので、ここに充当したものでございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 6目消防費国庫補助金、収入済額1億7,410万円で、津波避難施設整備に係る3つの工事に対する交付金で、補助率は2分の1でございます。

続いて、7目総務費国庫補助金、収入済額1,080万8,487円でございます。3節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、収入済額318万7,000円のうち182万7,000円、こちらが危機管理課の所管分となっております。厚生労働省関係業務に係る番号制度施行に伴う電算改修に伴う補助金でございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、その3節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち136万円につきましては、女性活躍に伴う番号カード等への旧姓併記に係る電算改修委託料と、5節の個人番号カード交付補助金の54万4,000円につきましては、番号カードの交付に伴う事務費などに対して補助金を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 47、48ページをお願いいたします。

最上段の9節の地方創生推進交付金、収入済額が707万7,747円でございますが、これは木曾岬町のわいわい市場の開催や三重大学との協働研究並びにPR動画の作成などを行った事業費の補助金でございます。充当率は10分の5でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、3項委託金、2目の総務費委託金では、収入済額24万3,000円でございます。住民課所管では、1節の総務管理費委託金で、中長期在留者住居地届出等の事務委託金として、外国人の住居地届出などの事務費に要した人件費と物件費相当額を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 3節の総務費委託金は、危機管理課所管分でございます。備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） 続きまして、49、50ページになります。

3目の農林水産業費県補助金、収入済額が5,795万9,021円で、各種農業施策のための補助金、農業総務費補助金は農業委員会の事務運営に係る交付金、農業振興費補助金は農業経営の安定に資する補助金で、備考欄記載のとおりでございます。林業費補助金は、複合型施設建設に当たり三重県産材を利用した木質化に対する交付金でございます。地籍調査事業補助金は、近江島、外平喜地区で実施しました地籍調査事業の補助金、また、多面的機能支払事業交付金は、農地の維持や資源の向上・長寿命化等、地域の共同活動や地域資源の適切な保全管理の推進に対する交付金でございます。

以上です。

○建設課長（浅野 覚君） 4目土木費県補助金、収入済額は1万1,580円でございます。おめくりいただきまして、最上段でございます。2節木造住宅耐震等事業費補助金ということで、耐震に係ります県補助金で、補助率は4分の1となっております。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 6目の総務費の県の補助金、10節の事業調整制度の補助金でございますが、木曾岬干拓の関連事業やその他の県営事業の支援に交付されました補助金でございます。事業費の2分の1の補助金でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、住民課所管では、14節の消費者行政推進交付金の8万3,000円は、消費者行政費の啓発事業に係る県の補助金でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 続いて、3項の委託金、1目の総務費の委託金、収入済額が1,757万9,120円でございます。その中で、総務政策課所管につきましては、1節の総務費の委託金、備考欄記載のとおり、衆議院通常選挙の執行経費など、三重県からの権限移譲事務に係る交付金でございます。

以上です。

○税務課長（藤井光利君） 次に、2節徴税费委託金でございます。1,153万2,644円の収入済みとなります。これは県から県税徴収事務委託金として、県民税徴収取扱費算定に係る納税義務者数に1名当たり3,000円を掛けた金額を受け入れたものでございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 3節の統計調査委託金は、危機管理課所管分で、6つの指定統計調査事務に係る委託金でございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 5目に行きます。

土木費委託金でございます。収入済額1万3,000円、これは権限移譲によります建築確認申請受付業務4件分の事務受託費となっております。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 15 款の財産収入、収入済額は1, 977万2, 781円でございます。1 項1 目の財産貸付収入、54 ページでございますが、町有地の貸付収入でございます。主なものにつきましては、スーパータチャへの敷地の貸付料の340万5, 000円、その他につきましては、職員の駐車場の利用料、商工会館、駐在所等の普通公共敷地の貸付使用料でございます。

以上でございます。

○会計管理者（服部孝龍君） 次に、2 目の利子及び配当金、収入済額は1, 467万8, 791円で、町の一般会計が保有しております17の基金から発生しました利子及び配当金になります。備考欄はそれぞれの基金の利息を計上しております。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2 項1 目の物品売払収入、3, 974円の収入済額でございますが、廃棄物の売払収入でございます。

続いて、16 款の寄附金、1 項の1 目の一般寄附金でございますが、収入済額は1, 010万5, 000円で、ふるさと応援寄附金の収入分でございます。

2 目の民生費の寄附金、収入済額1, 030万でございますが、夢ささえあいのまち福祉基金へ町内の西白鷺川、木村様ほか1 件の指定寄附を受けたものでございます。

ページ、変わりました、4 目の教育費の寄附金、収入済額は1, 200万円でございます。アイ・エヌ・ジー様ほか3 件から夢とふれあい教育基金への指定寄附をいただいたものでございます。

17 款の繰入金、収入済額は263万928円ございまして、土地取得会計で保有する土地の貸付料を繰り入れたものでございます。

続きまして、2 項の基金繰入金、2 目の財政調整基金の繰入金、収入済3, 900万円、4 目の減債基金繰入金、2, 200万円、6 目の基本財産基金繰入金、8億5, 968万円、1つ飛んで、10 目の公共施設等建設基金の繰入金、6, 500万円、いずれも一般財源を補填するための基金の繰入金でございまして、主に複合型施設の建設や地方債の償還財源として取り崩したものでございます。

続いて、18 款繰越金、1 項1 目でございますが、収入済額は4, 620万4, 232円の決算でございます。繰越事業費を含む前年度からの繰越金でございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 19 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金でございます。これにつきましては、滞納税額の延滞金として248万2, 480円を受け入れたものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2 項1 目の町預金利子、収入済額4万3, 931円で、

歳計現金の預金利子でございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） 3項1目農林水産業費受託事業収入、収入済額が424万9,300円で、次ページ、おめくりいただき、1節から3節まで各種事務の受託金で、備考欄記載のとおりでございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2目の総務費の受託事業収入でございますが、1節の収入済額1,114万4,000円につきましては、木曾岬干拓地の排水機場の運転管理業務の受託事業収入でございます。

2節は、木曾岬干拓地のわんぱく原っぱの受託事業収入でございますが、この管理の内容は、施設の施設管理や場内の清掃、除草等の費用でございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 3目土木費受託事業収入、収入済額が613万781円でございます。国土交通省からの受託事業で、木曾川堤防ののり面除草に係る受託費用でございます。

以上です。

○税務課長（藤井光利君） 次、4項雑入、2目弁償金でございます。原動機付自転車標識亡失弁償金として1,000円を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 5目雑入、収入済額1,787万5,231円でございます。このうち1節団体支出金は、危機管理課所管分で、消防団員4名分の退職報償金を消防団員等公務災害補償等共済基金より受け入れたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 3節の雑入でございます。収入済額は1,325万3,014円でございます。総務政策課の所管でございますが、上段から2段目の三重県の市町振興協会の市町交付金481万6,633円でございますが、これにつきましては、オータムジャンボの宝くじの配分金を受けたものでございます。

続いて、60ページに入ってくださいまして、最上段の雇用保険料、臨時職員の自己負担金額でございます。また、それから2段下がってくださいまして、三重縣市町の市町村互助会の公営企業の助成金の600万円でございますが、これにつきましては、ふれあい広場への事業費に300万円、そして、防災無線のデジタル化に対する事業費の300万円の支援を受けたものでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） ページ、戻っていただきまして、58ページの雑入の中の上から4段目に雑収入がございます。99万5,592円のうち10万3,639円はコピー代、ふれあい広場のゲームブースの売上金でございます。

さらに下がっていただきまして、ふれあい農園30区画利用いただいております利用料19万2,000円でございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 続いて、またページを、59、60ページに戻っていただきまして、5項の貸付金元利収入、1目の貸付金元利収入でございますが、その下の400万円でございます。タチヤからの貸付金の償還金でございますが、三崎地内の4,421平米を貸し付けた金額でございますが、10年間で償還するもので、平成29年度は9年目の償還に当たります。

続きまして、20款の町債、1項3目の総務債でございます。総務債につきましては、収入済額が3億1,050万円でございますが、1節の臨時財政対策債につきましては、国の制度改正によりまして、地方財源の不足分を補うための地方債でございますが、元利償還金は地方交付税の算入をされるものでございます。

次の一般単独債につきましては、防災無線デジタル工事の財源として借り入れました4,580万円でございます。

4節の公共事業債、1億4,530万円でございますが、備考欄記載のと通りの事業の財源として借り入れを行ったものでございます。

続いて、5目の農林水産業債、2節の公共事業債の収入済額は、2,570万円でございます。県営の水環境整備事業と県営の湛水防除事業の財源として借り入れたものでございます。

歳入の詳細説明は以上でございます。

続きまして、61ページから歳出の詳細説明をさせていただきます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、1款1項1目議会費でございます。予算現額が5,618万7,000円、支出済額で5,429万9,946円、不用額が188万7,054円でございます。主な支出内容といたしましては、町議会議員の8名による報酬の手当並びに事務職員の人件費が主なものであり、その他の支出につきましては、需用費におきまして、年度中に4回発行いたしました議会だよりの印刷経費、委託料における議場放送設備の保守点検料、64ページに渡っていただきまして、会議録作成費に関する委託費、また、図書館費の備品購入費、負担金関係では、議長会負担金や北勢5町議会議長会による負担金が主なものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2款の総務費、支出済額は14億2,968万6,368円でございますが、この不用額は2,014万8,232円でございます。

1項1目の一般管理費、支出済額が1億7,102万7,831円でございます。この科目では、地方公共団体の業務全般の管理事務費や共通経費を支出しておりまして、主には、1節から4節までは特別職が1名、総務部門の職員が15名、臨時職員2名の人件費

となります。あとの科目につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○**議会事務局長（白木 悟君）** 67ページ、68ページをお願いいたします。

2目の文書広報費におきましては、支出済額345万8,366円、不用額12万3,614円でございます。主な支出内容といたしましては、需用費関係で、町広報紙の2,200部の印刷に要した経費、それから、役務費関係といたしましては、広報紙を企業へ配布する通信運搬費等が主なものでございます。

以上でございます。

○**会計管理者（服部孝龍君）** 4目の会計管理費では、69万1,517円を支出しております。めくっていただきまして、11節、12節において、出納及び決算に要する経費を支出したものでございます。

以上でございます。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 5目の財産管理費、支出済額は5,821万3,493円でございます。この科目、一般会計が管理いたします町有財産や役場庁舎等の施設、土地及び基金の管理経費を計上した支出したものでございます。この科目で主なものを申し上げますと、11節の光熱水費、庁舎の管理費の電気、水道や光熱水費などの空調設備などの燃料費などを支出したものでございます。

続いて、12節の通信運搬費につきましては、庁舎内で使用した電話等の通信でございます。13節の委託料でございますが、上段の保守委託料につきましては、庁舎の空調機器や自動ドア、消火設備などの保守の委託料でございます。次の清掃委託料でございますが、庁舎から発生したごみなどの運搬をシルバー人材センターにお願いした委託料でございます。次の作業委託料、地方公会計の財務書類の作成費の委託料でございます。末尾の庁舎管理の委託料、庁舎の清掃委託、樹木、花壇などの清掃を業務委託した費用や、エレベーターの保守点検費などを支出したものでございます。

そして、次に、25節の積立金につきましては、町が保有します各基金への積立金を計上したものでございます。ほかにつきましては、備考欄の記載のとおりでございます。

次に、71ページ、72ページをお願いいたします。

企画費でございます。支出済額は2,234万2,969円でございます。この科目、総合企画の事務に要する経費を支出しておりまして、主なものは、地方創生事業で行いました11節の需用費、わいわい市場の消耗品やチラシなどの印刷経費を支出しました。12節の役務費では、また、わいわい市場のPRチラシなどの折り込み手数料を支出したものでございます。13節の委託料でございますが、業務委託料につきましては、にぎわい市の創出支援を三重大学に依頼したものでございます。

1つ飛んで、最下段の政策業務の委託料でございますが、町の紹介用のPR映像の制作を委託したものでございます。

続きまして、18節の備品購入費は、にぎわい市で使用する駐車場の看板などを購入したものでございます。

また、最後に、19節でございますが、負担金、補助及び交付金でございますが、3段目の桑名・員弁広域連合の負担金につきましては総務企画部門の負担金、また、それのほか、関係協議会への負担金を支出したものでございまして、内容等につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、7目の木曾岬干拓事業推進費、支出済額は1,336万5,479円でございます。木曾岬干拓地に関連する経費を支出しておりまして、主に干拓地の排水機場の運転管理と除草に要した経費、わんぱく原っぱの管理費で、いずれも三重県からの受託事業を、排水機場の運転管理につきましては町の土地改良区へ、また、わんぱく原っぱの管理につきましてはシルバー人材センターへ再委託をしたものでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、73ページ、74ページでございます。

9目の消費者行政費では、支出済額8万3,100円で、不用額は4,900円でございます。この科目では、消費生活者の安全安心の確保のため、啓発チラシ、啓発物品などの作成代を支出しております。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 10目の諸費、支出済額は351万9,757円でございます。主に区長会の報酬と、19節の負担金最下段でございますが、西白鷺川地区の集会所の修繕工事費の補助金の支出を行いました。この補助率は2分の1でございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 12目高度情報処理対策費、支出済額5,691万6,273円、不用額は18万3,727円でございます。この科目では、総合情報処理等に係る経費を支出しておりまして、各節におきまして、総合情報処理に係る通信回線使用料やシステムの導入及び保守に係る委託料、また、情報処理機器やシステムの使用料が計上されているほか、セキュリティーの向上に対応するための消耗品や備品の購入、こういったものの費用が計上されているものでございます。その他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

その次、13目交通安全対策費でございます。ページをおめくりいただきまして、こちらの科目では、交通安全の啓発活動に係る費用を支出しておりまして、主なものとしたしましては、報償費で、街頭指導を行っていただいている21名の委員の方々への謝礼金、また、需用費では、幼稚園・保育園、小学校、そして、老人会などへ配布をいたしました交通安全の啓発物品の購入費用が計上されているものでございます。

続きまして、14目自主運行バス運行事業費、支出済額3,657万2,318円、不用額は166万2,682円でございます。自主運行バスに係る経費の支出でございまし

て、主なものといたしましては、報酬で12名の地域公共交通会議委員の報酬を、また、需用費では回数券の印刷代や車両の修繕料、委託料におきましては、運行委託をしております株式会社セントラルサービスに対する運転管理経費の計上がなされておりました、その他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。なお、不用額166万2,682円につきましては、車両の修繕料や乗車定員を超えた場合に対応するための追加車両運転経費、こういったものの不測の事態に備えて確保しておくために生じたものでございます。

続きまして、16目防犯対策費でございます。支出済額750万1,149円、不用額は51万6,851円でございます。防犯対策に係る経費の支出でございます、主なものといたしましては、報酬におきまして11名の防犯委員会委員の報酬、そして、また、年末夜警2回分の消防団員に対する出動報酬を支出しております。需用費では、769基の安全灯の電気代及び修繕料を、また、負担金、補助及び交付金では、関係団体への負担金を計上しておるものでございます。なお、不用額につきましては、消防団員が救助、捜索支援、そういったものを行うための出動報酬、そして、また、防犯灯の修繕料等、不測の事態に備えて確保しておくために生じたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 17目の複合型施設の建設事業費、支出済額は9億6,430万5,027円でございます。継続事業として施行してまいりました複合型施設の建設に要した経費などでございます。主な支出内訳を申しますと、まず、11節の消耗品につきましては、竣工式の案内状等の印刷費でございます。

78ページをお願いいたしまして、12節の役務費、施設の建築確認の手数料や完了検査の手数料でございます。13節の委託料、技術センターに委託をいたしました施設の施工管理業務及び設計事務所への設計管理費でございます。

次に、14節の使用料の式台リース料、竣工式で使用いたしました看板などのレンタル費でございます。15節の工事請負費、まず、整備工事費は、庁舎のロールスクリーン、カーテン、ブラインド等の設置工事、また、複合型施設の電話設備工事、教育文化棟トイレ棚の設置工事費などでございます。複合型施設の建築工事につきましては、継続事業で施行しました施設工事費の最終精算額でございます。

また、22節の補償費、庁舎建設に伴いまして、電柱移転に伴います光ケーブルの迂回経費の補償費でございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 続きまして、2項徴税费、1目税務総務費につきましては、支出済額は3,299万2,936円で、不用額が109万6,064円でございます。こちらでは、税務行政の経常経費を支出する科目ですが、主な支出につきましては、一般職員4名分及び補助員の2名分の人件費が主な経費でございます。ほかのものは、人件費

がこの科目の主なものですので、備考欄記載のとおりで、省略させていただきます。

続きまして、めくっていただきまして、79ページ、80ページをごらんください。

2目賦課徴収費につきましては、支出済額につきましては2,532万4,531円で、不用額は118万4,469円でございます。こちらでは、賦課徴収に係る経費を支出しているものですが、主な支出につきましては、13委託料、課税収納に係る電算委託料及び滞納を管理するシステムの電算委託料によるものや、固定資産税課税のための地番図、家屋図などの修正業務の委託料などの経費を支出しております。ほかのものは、備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、3項1目戸籍住民基本台帳費では、支出済額1,857万2,899円で、不用額は157万7,101円でございます。この科目では、住民基本台帳や戸籍などの窓口業務に係る経費を支出しており、主なものといたしましては、職員1名分と補助職員1名分の人件費、81ページ、82ページに行きまして、委託料では、各種電算システムの保守料やサポート委託料などを支出しております。

また、負担金、補助及び交付金では、個人番号カード等事務委任交付金として、地方公共団体情報システム機構、J-LISとありますが、J-LISへの関連業務を委任したものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 4項の選挙費、支出済額が1,080万9,934円でございます。1目の選挙管理委員会費、支出済額が64万8,783円でございます。選挙管理委員会の運営経費と選挙人名簿の登録に係る経費などを支出したものでございます。

2目の選挙啓発費は、広報紙やホームページなどを利用しましたので、費用の支出はございませんでした。

続いて、83、84ページでございます。

3目の衆議院議員総選挙費、支出済額が517万7,389円でございます。平成29年10月22日に執行されました衆議院議員総選挙の執行経費でございます。

5目の町長・町議会議員選挙費、支出済額は494万6,762円でございます。平成29年4月23日に執行されました町長・町議会議員選挙の執行経費でございます。内訳は備考欄記載のとおりでございます。

6目の土地改良区総代選挙費の支出済額が3万7,000円、こちらは平成29年8月27日に執行されました土地改良区総代選挙の立会人の報酬でございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 5項統計調査費、2目指定統計調査費、支出済額26万3,836円、不用額は8万9,164円でございます。この科目では、指定統計調査に

係る調査員報酬や調査に必要な消耗品代などを支出しているものでございます。平成29年度におきましては、4つの指定統計調査を実施いたしまして、2つの統計調査の準備作業、合計6種類の統計調査が対象となっております。

以上でございます。

○議会事務局長（白木 悟君） 6項1目監査委員会費では、支出済額308万4,532円、不用額19万1,468円でございます。監査委員2名の報酬、旅費、派遣職員1名に係る委託経費が主な支出でございます。

以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） 当局の説明が続いておりますが、ここで暫時休憩として、お昼の休憩にしたいと思います。それでは、午後の会議は1時半から始めさせていただきます。

午前 11時54分休憩

午後 1時30分再開

○委員長（服部英二夫君） 休憩を解き、委員会に戻します。

それでは、事務当局、説明をお願いします。

○産業課長（平松孝浩君） それでは、説明させていただきます。

5款農林水産業費、予算現額2億6,616万3,000円、支出済額2億2,651万219円、繰越明許費3,679万円、不用額286万2,781円でございます。

1項1目農業委員会費は、支出済額が177万7,336円で、農業委員会の運営に要した費用を支出したもので、報酬では、委員14名の委員報酬、その他、備考欄記載のとおりでございます。

2目農業総務費は、支出済額2,819万2,998円で、農業行政全般に係る共通経費を支出したもので、給料から共済費は職員3名分の人件費で、ページをおめくりいただき、その他は備考欄記載のとおりでございます。

3目農業振興費は、支出済額417万7,487円で、この科目は、農業振興のための普及事業や農地の利用集積等に係る経費を支出したもので、報酬では、立会人1名分の報酬と3名分の委員報酬、報償費では、どでカボチャ日本一町長賞記念品代、また、負担金、補助及び交付金のうち、ページをおめくりいただきまして、経営所得安定対策等推進事業補助金や農地中間管理事業補助金などを支出しております。その他は備考欄記載のとおりでございます。

4目生産調整推進対策事業費は、支出済額785万2,100円で、米の需給調整の事務的経費や補助に要する経費を支出したもので、負担金、補助及び交付金の町単新生産調整対策補助金では、小麦や備蓄米等の転作に対する補助金と生産調整達成地区8地区への地区推進調整助成金でございます。

5目農業者年金費、支出済額4万9,892円で、農業者年金に係る事務費を計上した

もので、備考欄記載のとおりでございます。

6目地域農政推進対策事業費につきましては、支出済額40万8,592円、新たな人づくりや農政の管理事務経費を支出したもので、備考欄記載のとおりでございます。

○建設課長（浅野 覚君） 7目農業集落排水事業費、支出済額6,893万3,000円でございます。農業集落排水事業特別会計の財源補填のため、一般会計から繰り出したものでございます。

○産業課長（平松孝浩君） 8目産業文化祭費は、支出済額354万3,865円で、伸びゆく木曾岬町のふれあい広場運営に要する補助金でございます。

2項1目農地総務費は、支出済額1,527万3,015円で、農地行政に係る経費を支出したもので、給料から次ページの共済費は職員2名分の人件費で、その他は備考欄記載のとおりでございます。

2目土地改良費では、6,222万428円で、農業基盤整備として取り組んでいます各種事業の支出で、報償費は8名の地籍調査事業推進委員の報償費、委託料は、地籍調査事業で外平喜、近江島地区で実施したもので、負担金、補助及び交付金では、県営地域用水環境整備事業負担金は、中央幹線排水路の水質浄化の環境整備に要した事業の負担金、また、多面的機能支払事業負担金は、農地の維持、保全のため、町内16地区と1組織の取り組みに対する負担金で、その他、備考欄記載のとおりでございます。

3目湛水防除費では、3,254万2,401円で、この科目は、県営湛水防除事業に要した支出で、次ページ、負担金、補助及び交付金では、木曾岬町土地改良区への排水機場維持管理補助金や県営湛水防除事業の町負担金でございます。

4目地域用水機能増進事業費では、支出済額37万9,105円で、中央幹線排水路沿いの遊歩道やポケットパーク2カ所の維持管理経費で、備考欄記載のとおりでございます。

3項1目水産業費では、支出済額116万円で、水産業の振興のための経費で、負担金、補助及び交付金の漁業協同組合補助金と養鰻組合活動助成金が主な支出でございます。

6款商工費、予算現額1,303万5,000円、支出済額1,200万457円、不用額103万4,543円でございます。

1項2目商工振興費は、支出済額432万8,513円で、負担金、補助及び交付金で町商工会運営補助金が主な支出でございます。

3目観光費では、支出済額764万1,944円で、町の観光資源であります鍋田川堤防桜並木の消毒作業や剪定・伐採工事のほか、次ページの町観光協会への補助金が主な支出でございます。その他、備考欄のとおりです。

4目交流事業費では、名古屋市で出店しています木祖村アンテナショップの一部スペースをお借りしている利用料でございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 7款土木費は、予算現額3億7,588万4,000円、支

出済額3億7,223万2,823円で、不用額は365万1,177円でございます。

1項1目土木総務費、支出済額は1,278万2,658円でございます。土木建設事務に係る経費を計上しております。主なものとしましては、建設課職員1名分の人件費、おめくりいただきまして、使用料及び賃借料では、土木積算業務に係るシステム使用料やデータ使用料等といったものを支出しております。その他は備考欄記載のとおりでございます。

2項1目道路橋梁維持費、支出済額8,927万1,826円で、道路、橋梁の維持管理に係る経費を計上しております。主なものとしましては、委託料におきます橋梁点検などに要しました測量設計業務委託料のほか、町道の除草作業等々と道路等管理作業委託料のほか、また、工事請負費におきましては、交通安全施設の整備や修繕に要した経費、また、町道舗装修繕工事としまして、鍋田川線の修繕工事に要した経費を計上しております。

続きまして、2目道路新設改良費、支出済額が3,721万8,318円でございます。新たな道路や橋梁の整備に要する経費を計上しており、建設課職員2名分人件費のほか、その他につきましては、備考欄記載のとおりでございますが、1点、委託料でございます。支出済額の2,250万円、これは町道雁ヶ地・福崎線の道路改良工事を県に委託したものでございます。このたびの町道施行区間が三重県に発注しました県道バイパスの工事と隣接しておりまして、円滑な工事間調整を図るため、町工事を県に委託し、合併施行とするものでございます。なお、不用額の150万円でございますが、県からの引き渡しは年度末になったことから、その精算見込みを立てる際、不測の事態を想定しまして、予算を確保をしたことによるものでございます。

3項1目河川総務費、支出済額が642万3,322円でございます。河川行政に係る経費を支出しております。主なものとしましては、委託料の中の木曾川堤防除草業務委託料として555万円余、これは国交省からの委託事業で、シルバー人材センターと沿川地区9自治会へ除草作業を委託したというものでございます。その他は備考欄記載のとおりでございます。

2目の交流事業費、支出済額31万6,120円、これは木曾川の上下流交流の一環としまして、長野県木祖村で開催されました木曾川源流夏祭りに参加した経費でございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 4項都市計画費、1目都市計画総務費、支出済額は9万9,002円でございます。この科目、都市計画行政に係る経費を支出しておりまして、主な経費、支出につきましては、132ページの需用費が都市計画法規関連の追録費、そして、19節につきましては、木曾三川都市公園の建設期成同盟会への負担金などが主な経費でございます。あとは備考欄記載のとおりでございます。

以上です。

○建設課長（浅野 覚君） 131ページ、続きです。

2目都市下水路費、支出済額63万9,952円、都市下水路関係の維持管理経費を計上しております。内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

3目公共下水道費、支出済額2億1,979万3,000円でございます。公共下水道事業特別会計の財源補填のため、一般会計から繰り出したものでございます。ちなみに、昨年度に比べ2,629万5,000円の減額となっております。

続きまして、5目公園費、支出済額は593万806円でございます。都市公園、児童公園などの公園に係る管理経費を支出しております。内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

5目住宅費、支出済額7万3,939円でございます。住宅関係の費目で、主に木造住宅の耐震補強に関する経費となっております。13節委託料4万6,320円は、申請のございました木造住宅の耐震診断を委託した費用となっております。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 8款消防費、1項1日常備消防費、次ページにかけての記載となっております。支出済額が8,755万6,935円でございます。この科目では、消防業務と救急業務を桑名市へ委託しておりまして、それに伴う委託料を支出しているものが主なものでございます。

続きまして、2目非常備消防費、支出済額851万9,145円でございます。この科目では、消防団員82名の活動経費を計上しておりまして、出動報酬や退職消防団員に対する5名分の報償金になります。また、各種負担金など消防団に係る経費を支出しておりまして、内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

3目消防施設費、支出済額481万5,679円でございます。この科目では、町が管理しております消防水利施設の維持管理経費のほか、消防団で使用いたしますポンプ車や資機材の維持管理に要する経費を支出しておりまして、内容につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただきまして、4目水防費、支出済額2万6,125円でございます。この科目では、水防活動に要する経費を支出しておりますが、主なものといたしましては、加路戸水防倉庫の電気代や町内に5カ所ございます水防倉庫の火災保険料などがございます。

同じく、5目災害対策費でございます。支出済額4億1,249万7,797円でございます。この科目では、災害予防、災害対策に係る経費を支出しております。報酬、共済費では、28年度から採用いたしております防災指導員1名分の経費を、職員手当では、台風等での災害対策本部を設置したことに伴います職員の時間外勤務手当を、需用費では、備蓄非常食の買い替えや、防災訓練における参加者にお配りする記念品の購入費、また、委託料では、津波避難タワー、防災センター、鍋田川上流排水機場外づけ階段、それぞれの工事の管理業務、また、防災行政無線設備の保守点検業務などを計上いたしております。

工事請負費では、北部地区津波避難タワー建築工事、鍋田川上流排水機場外づけ階段設置工事、木曾岬防災センター建築工事など、避難施設整備に要する経費、そしてまた、防災行政無線デジタル化更新工事に要します経費、それらを支出しておりまして、その他の項目につきましても、備考欄に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） ページを、161、162ページまでお願いいたします。

10款の公債費、1項1目の元金でございます。支出済額が9,886万6,086円でございます。起債35件分の定期償還の元金でございまして、昨年度に比べまして1,400万円余りの減額となっております。

同じく、2目の利子でございます。支出済額は1,665万5,911円でございます。起債48件分の償還利息でございます。

ページを、163、164ページへお願いします。

11款1項1目の予備費でございます。この予備費のうち252万5,000円の予算を充当させていただきました。総務費への充当につきましては、29年度末で早期退職した職員への退職手当の特別負担金、また、土木費への充当は、土地開発基金の積立金への充当でございます。

165ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書をごらんください。

歳入の総額が41億3,731万6,226円、歳出の総額が39億7,531万9,418円、歳入歳出差引額は1億6,199万6,808円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(2)番の繰越明許費の繰越額は2,951万6,000円、(3)番の事故繰越、繰越額は234万2,000円の合わせて3,185万8,000円となりますので、実質収支額は1億3,013万8,808円となりました。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額を7,000万円の歳計剰余金処分とさせていただきまして、平成29年度の決算とするものでございます。なお、平成30年度の繰越額は6,013万8,808円となります。

以上が実質収支の説明でございます。

財産に関する調書につきましては、会計管理者から説明させていただきます。

○会計管理者（服部孝龍君） それでは、財産に関する調書について説明します。

166ページへお願いします。

まず、公有財産、土地については第2栄の集会所の敷地部分が5.76平米増になりました。

次に、建物については、福祉棟2階部分が57.45平米、北部地区津波避難タワー及び防災センターが合わせて627.64平米、教育文化棟が1,554.92平米、福祉棟の1階部分が2.63平米の増になり、全体で2,242.64平米の増となっております。

ます。

めくっていただきまして、167ページへお願いします。

出資による権利及び出損金については、増減はありませんでした。

次に、168ページの物品、車については、2台を廃車し、公用車を1台購入しております。また、その他物品につきましては、取得価格100万円以上のもので、図書館用の備品を7台、町民ホール用の備品を1台、給食センター用で1台、幼稚園・保育園用で1台で、計10台を購入しております。

まためくっていただきまして、基金では、町の一般会計が保有しております基本財産基金から、169ページから172ページになります、みえ森と緑の県民税市町村交付基金までがそれぞれ一般会計の保有する基金として状況を計上しております。総額で34億4,860万7,501円になっております。

最後に、債権では、企業誘致融資制度融資額では400万円の減となり、就学奨学金貸与金額は、貸与と返還を相殺して、16万円の増となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑がある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

○委員（鎌田鷹介君） 事務報告書の42ページ、43ページの部分なんですけれども、町民税が2,000万円増額になったんですけれども、法人税が1,400万円減っている背景に何があるんでしょうか、お聞きいたします。

○税務課長（藤井光利君） 事務報告の43ページのところの話ですか。

済みません、質問をもう一回言ってもらっていいですか。

○委員（鎌田鷹介君） 町税の法人税の部分、これが1,400万円減になっているんですけれども、この背景はどうなっているのか、お聞きいたします。

○税務課長（藤井光利君） 平成29年度の課税額と前年度の課税額の差ということによるらしいですかね。

今手元に資料がありませんので、後ほど回答させていただきます。

○委員長（服部英二夫君） よろしいですか。

○委員（鎌田鷹介君） 同じく、事務報告書の22ページ、23ページの部分なんですけれども、PR事業に関して、実施内容というのがどのようになっているかというのを教えてください。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 先ほど説明もさせていただきましたように、地方創生事業の一環としまして、平成29年度で町を紹介するPRビデオを作成させていただきました。現在までに作成したものにつきましては仕上がっております、今後、町のいろんなイベントであったりとか、そういった行事、また、今後予算をいただけて承認いただければ

ば予定します式典関連につきましても、このビデオの活用をしていきたいと。また、まだ今現在小中学校のほうへ渡しておりませんが、授業の一環としても使っていきたい。大体映像といたしまして15分程度の映像にまとまったPRビデオでございますので、また議員の皆様にも機会があれば見ておいていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤厚紀君） それでは、70ページの財産管理費の委託料、13節清掃委託料、庁舎の清掃とかそういったことに使っているということなんですけれども、どういう契約になっているのでしょうか。面積とかなのか、面積がこれだけでトイレが幾つだから幾らということになっているのかということと、それから、72ページ、6目企画費、それで、13節の業務委託料、たしか三重大か何かをお願いしてというような感じで867万70円、これについて、いわゆるコストパフォーマンスはどうだったのかということ、結果が出てきているのでしょうかということと、PR画像、453万円、鎌田委員もおっしゃられていましたけど、こちらについて、例えばこれだけの費用を使ってつくったんですけれども、先ほど小学校で放映したりとか、イベントで流したりとか、町民の方が気軽に見られるように町のホームページで動画を見られるようにしたりとか、そういったことはされる予定はないのでしょうか。

それから、戻って、4ページになります。

町税の歳入のところで、不納欠損額、収入未済額というのが上がってきておりますけれども、不納欠損額というのは回収できない金額というふうに認識しているんですけれども、回収できないという原因を教えてください。

それから、収入未済額が不納欠損額になりそうな収入未済額がこれだけあるんですけれども、これについての回収の見込みはあるのかどうかということと、それから、次ページ、おめくりいただいて、不用額のところが8,100万円とありますが、このところ、多いのか少ないかということ、個人的に言うとも多いと思うんですけれども、この辺、予算立ての段階で何とかうまいことならなかったものなんでしょうかということ。

歳出、一般会計歳入歳出決算の10ページです。歳出合計の不用額というところ、合計すると。所管部分というのがあると思っておりますけれども、合計で8,100万円幾らというのが不用額として最終的には上がってきているんですけど、そのところというのは、予算立てというのは、全体的に見ればこれは少ないものですよというような感じなのか、それとも、もうちょっと予算を立てるときにうまいことすればよかったなとか、そういうことを聞かせてください。

○総務政策課長（伊藤啓二君） では、順番に行きますが、まずは70ページの清掃委託料でございますが、まず、この清掃委託料、先ほど庁舎の清掃について委託されておると思うんだがということでしたけれども、まず、この清掃委託料の51万2,569円とい

いますのは、庁舎から出るごみとかの廃棄物、これをシルバー人材センターのほうへ委託した処分の処分費でございます。

ですので、多分委員が御指摘される部分については、庁舎の管理委託料、これが庁舎の清掃であったりとか、そういったものも含んでおる委託料でございますが、この委託する根拠といいますのは、やはり面積と回数と年間業務契約の中で、そうした仕様の中で見積もり競争いただいた結果の中で契約をさせていただいたものでございますので、よろしくをお願いします。

そして、次に、72ページの13節の企画費の業務委託料867万7,000円でございますが、これは先ほど説明しましたように、三重大学さんのほうに平成29年度の地方創生事業のにぎわい市などの企画等について委託したものでございます。

具体的にこれに対する成果はどうだったんだという御質問でございますが、先ほどの事務報告書のほうにも記載をさせていただいていますが、この事業を平成27年度から平成28年度に取り組んでおるのでございますけれども、いわゆるにぎわいを創出していくということで、わいわい市の開催等を主体にして事業を行っております。

その中に、中学校のジュニア大使であったりとか、そういった方々も、いわゆる中学校の段階から町の産業やそういった機会の中を捉えていただきまして、町内の将来的なこの子たちに魅力を感じていただけるような事業として、支援的なアドバイスをいただいておりますものですから、にぎわい市の効果というものをどのような形ではかっていくかというのは非常に難しい立場ではあるかと思うんですが、ただ単に開催したそのときの集客したお客さん方の人数だけではなくて、やはり将来の町に向けてのプロジェクトでございますので、その辺の御理解をいただきたいというように思っております。

次に、同じく13節の制作業務委託料のPRビデオでございますが、説明は先ほど鎌田委員さんからの説明のとおりです。もう少しこういった具体的なものを町の一般の方が見られるようなホームページで掲載できないかということでございましたが、これについては、今の15分ぐらいのビデオについて、それを映像としてホームページ上に載せた中で、うちのホームページのコンテンツの中でどのような形で載せていけるかについては、今後、また担当部局の危機管理課のほうと調整させていただきながら、そういう機会の中で、うちのほうのコンテンツの中で支障が出ないというものであれば、また検討はさせていただきますと思います。

10ページの歳出予算額の不用額、総額で8,100万円ほどあるわけでございますが、特にこの内訳、8ページを見ていただきますと、それぞれの課にわたって不用額が多く発生しておるわけでございますが、特にこの中で総務費におきましては総額で2,000万円の不用額、中でも一番多いのが総務管理費の1,400万円でございます。

これについては、歳出のほうで特に財産管理費、これは70ページになりますが、先ほどの点でございます。この財産管理費の目におきましては、508万6,000円ほどの

不用額を持っております。特にここで不用額の多いのが需用費と委託料、この部分で約450万円ほどあるわけなんです、需用費については、電気料であったり水道料であったりで見込んでおるんですが、やはり年間を通して見込む中で予算を持っておるものですから、ちょっと全体部として最終補正の段階までに、やはり3月末までの分を見越すということが若干の予算を確保しておるということもございます。

あと、業務の委託料につきましては、本来ならば保守委託であったりとか、そういったものについては年度途中の段階でおおむね請負額が決定をしまっているわけですが、一部作業委託であったりとか、そういったもので年度途中で発注しなければならないもの等もある関係で、不用額を多く残してしまったということが財産管理費では言えるのかと思います。

そして、あと、大きなものは徴税費であったりとか、企画費であったりとかという不用額も持っておるんですが、大きく目新しいものもそうなんです、全体の予算額から通した中で8,100万円と申しますのは、執行額全体の中の10%の範囲内ということの金額の範囲の中でございますので、そういった点も含めて御理解をいただければと思います。

総務政策課の所管は以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 不納欠損額の話なんです、これにつきましては、賦課から5年たつと時効という形で消滅します。それで、中身につきましては、所在が不明、要は行方不明になった方とか、例えば帰国された方とか、あと、生活困窮により取れなくなった方などを含めて、積み重ねてきたのが不納欠損額につながったというものなんです。

次に、収入未済額の話ですが、これにつきましては、今、鋭意、滞納繰越分の予算のところにあるように、翌年度分に繰り越しまして、それで徴収をしておるわけですが、支出予算のところにもあるように、滞納管理システムというのを置いていまして、そこに各それぞれの納税者の方の記録、どういうふうに交渉したとか幾ら残っているとか、そういうふうなシステムを組んでいまして、それで、一番主には分納誓約、まず、滞納があると20日過ぎると督促を出しまして、それで、それでも納まらないと年2回、10月と3月に催告書というのを送って対応しているわけですが、その中で、まず、滞納が起これと来ていただいて、それで一括で納めてもらえる方というのは一括で納めてもらいますし、なかなかそれが困難な方がおられると分納誓約という形で、どういうふうに納められるのと。計画を立てましょう、じゃ、来月から毎月幾ら幾ら納めましょうということをやっているということと、あと、それでもなかなか守らない方については、三重地方税管理回収機構というところに年5回の枠がありますので、それで送ったり、これも支出の予算のところにも今回も上げさせてもらっているように、そういうふうを送っている方もおられますので、それを鋭意やりながらすると、それと、あと、なかなか、少額のものについては、先ほど申しました分納誓約もとるんですけど、それでもなかなかまならない方については、預金の差し押さえであるとか、場合によっては給与の差し押さえ

であるとか、法の範囲の中でいろんな手法を使って鋭意努力して取っているというようなことでやっているということでございます。

続いて、鎌田委員の事務報告の件で報告をさせていただきます。

43ページの法人税の件ですけれども、各社いろいろ事情があるわけなんですけど、例えばこの資料に基づいて仮にA社とします。A社については設備投資を行ったところで、平成28年度に比べて平成29年度の法人税割という9.7%の利益に基づいた法人税割の中で、そのA社については740万円1年間で税額が減額したということになったことと、あと、B社については業績による減収ということで、そこは280万円減額したものと、あと、C社については、これは設備投資ですね。これも設備投資をしたことによって法人税割が240万円減額したものなどなど、そういう設備投資によって法人税割が減収したものや業績が減収したものなど、それぞれがあるということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ありませんか。

○副委員長（三輪一雅君） 以前にもちょっと聞いたことがあったんですけど、今回改めてお聞きしたいのは、128ページの15節の工事請負費で道路関係の補修が、ここに予算として工事とか補修が入ってくるんですけど、今回の工事請負費の中でもほとんどが鍋田川の堤防の修繕工事に多分費やしているのかなと思えます。

なかなかこういったメインの道路以外の生活道路なんかでも割と修繕をしてほしいとかという要望等もあると思うんですけど、現時点の、平成29年度決算時点、3月で締められた時点で、そういった要望で確実にそういうところも修繕されていればいいんですけど、多分見送っているところも多々あるのじゃないかなというふうに判断するんですけど、実際どれぐらいの件数を、決算の時点ではそういう要望に対して修繕できずに見送った箇所があるか、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけど。なかなか個別の予算とかによっても変わってくるので、ちょっとした穴とかと大きい崩れたところとか、いろいろあるとは思いますが、ただ、単純な要望として、どれぐらい件数を持ってみえるのか、一度お聞きしたいなと思えます。

○建設課長（浅野 覚君） 舗装修繕の件につきましては、いろいろな場面でまさにいろいろな方からもう少し何とかならないのかといった要望は受けております。

ただ、それが具体的に何件かというのは、済みません、今把握しておりませんが、実は昨年、特に1級、2級といういわゆる主要道路につきましては、路面性状調査を実施しまして、舗装状況を確認しております。その中で、特に修繕が必要なものにつきましては、また計画的に実施していくということで、本年度から予算もいただきまして、やっていきたいと思っています。

ですから、御指摘のとおり、もう少し鍋田川線の関係、修繕のほうに注力を注がざるを

得ないという現状がございますが、こういったところが完了してきましたら、もっと全体的に舗装のほうに力を入れていきたいと考えておりますので、御理解ください。お願いします。

○副委員長（三輪一雅君） 今、件数は把握されていないということでしたけど、例えば50件以上ありますわとか、100件以上ありますわとか、概算でいいので、細かい数字で別に教えてくれということは言いませんので、おおむねこれぐらいはあるかもしれないぐらいは、ちょっと教えてもらえますかね。

どうしてそういう質問をしたかという、やっぱりなかなか地元でもお話を聞くのは、修繕がされていかないというようなことも聞くので、予算配分をどういうふうに行っているのかなというふうに思うわけです。もうちょっと突っ込んだ話をすると、今回でも7,000万円の要は財調積み立てが行われるという中で、実質1億円繰り越しているわけですね、減債基金の積み立ても出てくるので、予算替えをただで実質1億円やっている。毎年大体この1億円をずっと10年間積み上げてきて、財調も本当にちょうど倍ぐらいになったんですよ、倍以上ですか。

本当にそういうところにやっぱりちょっと、20周年、25周年、30周年記念もいいんですけど、例えばなかなか道路ってできるだけ補助金をもらって施行したいというのは多分あると思うんですね、執行側の立場としては。ですけど、それを待っていると全然できていかないと。例えば100メートルある中で、じゃ、1カ所穴があいたら一括でやるかとか、多分そういうところになると予算もつくよと。だけど、1カ所の穴があいたぐらいやったら、それは補助もつかんし、単費ではやめておこうかというような感じで多分やらないんだろうなというふうに思うんですね。

これだけお金を毎年繰り越すこと、十分もう財調も潤ってきているので、もちろんこれから地方債とかの償還等が入ってきますけど、それでもそれほど経常収支比率も悪くないし、例えば5年に1度、5,000万円なら5,000万円をそういうところに予算をばんと単費でつけて修繕していくというような計画でやるようなこと等を考えてもらえんかなというふうに思うんですが、その辺、もう一回答弁をお願いします。これは町長の考えも入ってくるかもしれませんが。

質問をもうちょっとつけ加えさせていただくと、多分道路、いろいろ長さによったりもいろいろありますので、同じ1個でも100メートルのところを直してくれという要望もあれば、これだけのことをやってくれということもあるので、判断、そういうのをやるのは難しいのはわかっています。

逆に言うと、どれぐらいの修繕予算がまだかかりそうだなという、件数というか、予算の分を抱えておるかというふうに聞いたほうがいいのか。例えばここへ要望が来ましたと、そうすると、ここの道路を舗装しようとする1,000万円かかります、5,000万円かかりますというのが、例えば一応は多分直すということになれば多少計算してい

るのかどうかわかりませんよ、そちらでそれを把握しているかどうかは。でも、普通やったら把握して、あっ、これとこれが重なったで一遍にやろうかとか、多分そんなようなことで積み上げていくんじゃないのかなと私は思っていたので、いや、そういう計画も一切ないですわというのなら、それでそういう答えをいただければいいんですけど、例えば、まだ2億円分ぐらいの修繕を抱えておるよとか、そういうのも数字が出てくればわかりやすいんですけど、何もないとどういう状況なのかなと。

実際うちの近所も多分もう3、4年前に応募しておるはずなんやけど、いまだにそれが直っていかん。それは別にうちを優先してくれということじゃないですよ、本当に優先順位をつけて、やるべきところからやっていただければ全然いいんですけど、本当にそこも余りよくないなと思ってるんです。いつまでたっても直らるので、どういう状況かなって本当に思っ。ということは、ほかにもあるだろうなと、僕は余り把握していませんけど、全ては。ですから、この質問をさせてもらいました。

過去にいうと、例えば伊藤厚紀委員が一般質問でもされておりましたね、団地内の道路をやってくれという要望もあったと思うんですけど、そういうのがあればどれぐらい予算がかかるかなとか、大体調べていくのが普通かなとも思うんですけど、ないならいいですよ、答えられる範囲で答えていただければ。

○建設課長（浅野 覚君） 具体的な数字ということですので、調べさせていただきます、答えさせていただきますよろしいでしょうか。

○副委員長（三輪一雅君） それ、数字が出せるんですか。ちょっとわからないけど、出せないところは出せんと言ってもらっていいですよ、別に無理に積み上げてもらう必要もないし、ないならいいと言ってもらったほうが早いというの。

僕が言っておるのは、件数と言ったのは、たまたま1つの数字として見たかったから言っただけで、これぐらいの要望が来ていますよと、5件なら5件、10件なら10件でもいいんですよ。そういう要望を受けていますよと、要望を受けた状態が今どれぐらいあるのかなと聞いておる。それが答えられんのがやったら、せめて今まで上がってきた要望の中が全部でどれぐらいまだ工事修繕に金がかかるのかなって、お金がかかるのかなという、そのあれは一応見積もりはしておるのかなと思ったので、それがあればそれを出してもらってもいいしということで話をしただけで、両方ないなら両方ないでもいいし、でも、要望ぐらいは多分普通に考えて件数ぐらいわかってくるはずですよ。区長さんなら区長さんから通常区長要望が入るので、個人的に入るやつもあるかもわかりませんが、基本的には区長要望から入るでしょうから。

○委員長（服部英二夫君） 暫時休憩とします。

午後 2時25分休憩

午後 2時40分再開

○委員長（服部英二夫君） 休憩を解き、委員会に戻します。

先ほどの道路の話は浅野課長が帰ってみえてからにして、ほかの御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） 先ほどもちょっと出ておったんだけど、事務報告書の中の今の税務のところなんです、事務報告書の43ページ、平成29年度の税額とかと書くのは、これ、本当は実質収支の金額であらわすんじゃないの、こういうときって。実質収支の金額と違うでしょう。どういう出し方をしてみえるのか、そのところ、調定額の金額が上がっておれせん、これ。調定額の金額でしょう。こういう項を見るには実質収支の金額を見るんじゃないの、あらわすんじゃないの。私はそんなような気がする。

〔「課税額か申告額かということですよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（伊藤好博君） うん。金額のあらわし方が、こういうときは実質収支の金額であらわすべきであって、こんな調定額であらわすもんじゃないと思うよ。

それから、もう一つ、106ページの財産に関する調書のところで、いろいろ前からちょこちょこは出ておるんですが、東部公民館とか見入多目的共同施設、これに対する町の考え方がいまだにそのままほかれておるので、金額的にここに見積もられるはいいんだけど、もう少し利用料なら利用料でそれを取っておるのであれば、ほかの修繕費は町が全部出すべきであって、もう少し施設の考え方をしっかりと、財産と本当に見るのなら見た徴収額をすべきではないかと思いますが、そのところの見解。

それから、133、134ページのところですが、消防費の中の2目の非常備消防費のところなんです、いろいろ出初め式もいろんなところで消防団にお世話になって活動はしていただいておりますが、実質85名ですか、今、消防団員。

活動消防団員というのか、活動可能なというのか、実質動ける消防団員が少ないような状況の中でずっと維持しているんですが、もう少し団員内容というのか、機能別団員とか、今の何分団のやつを実質出られるような人の数にしておいて、出られない分の消防はもう少し機能を果たせるような、すぐ出られるような消防団員の団員のつくり方、消防団員の考え方を本当に考えるべきじゃないかと思うんですが、家にみえる人の婦人消防団員でも、老人と言うてはあかんけど、高齢者の、ちょっと65歳以上ぐらいの、そういう実質活動ができるような消防団の考え方というのもぼちぼち考えるべきで、出席しておらん団員にそれだけの報酬を払うなら、もう少し考えるべきじゃないかと思うんですが、それは考えてみえているのかなと。

ちょこっとテレビなんかでやっておったのは、機能別団員ということで、消防団員を分けてやっている市もあって、もう少しそのところを本当に考えたほうが、第1種は85名だよ、実質半分ぐらいしか出てこないようなのに報酬を上げてこられても、ぼちぼちそういうことを考えたほうがいいんじゃないかなと思いますが、考えてみえますか。

それと、121ページ、122ページのところの2目の土地改良費の中の委託料で、地籍調査委託料が2つに分かれてありますが、実質地籍調査の調査と登記に入ってくるほうとあるんですが、登記はこれで何年分までの登記がなされておるのか、これはどっちが登

記に関しての地籍調査委託料なのか、700万円のほうと四百何万円のほうと2つありますが、何年度まで今登記が進んでみえますか。それで、あと何年分残っていますか。

各地区もそれぞれ来ているんですが、そういう最終的な登記が進んでいかないと、次の測量調査をどんどんやっていってもちょっと難しくなるんじゃないかなど。同意書をとって測量調査をやっていっても、五、六年先になると、やった本人も忘れていくような年になってからなので、そこは平成29年度で何年分まで終わりましたか、お聞きしたいです。

それから、115、116のところ、農業委員の報酬なんですが、14名と言われたんですが、今、農業委員は6名かそこらじゃないんですか。農業委員って14名いなかったと思うんですが、これは説明で14名の農業委員の報酬だと言われたので、農業委員は現在14名ですか。

それから、57ページ、58ページ、雑入のところの1,000円の原動機付自転車標識亡失弁償費というの、これ、ナンバープレートやろう、これの弁償費がここに上がってくるんですかということと、37、38ページのところの一番上の6目の入湯税、その前の35、36のところから続いた入湯税、これも46万8,550円で前年比46.5とかという報告でしたが、これは前も、いろいろ今までもあったんですが、入湯税のこの出し方がきちっとしておるのか、金額でただ46.5%になったのか、そのところは申告の方法等、教えていただけたらと思います。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） まず、42ページのところ、3目の農林水産業使用料の中で多目的施設の使用料、このあたりのところで御質問があったわけなんですけれども、今後、使用料、それから、維持管理であったり、修繕であったり、そのあたりをもう少しきちっとしていくべきではないのかという御意見でございましたが、その件につきましては、現状、使用料としていただいておりますのが、御説明させていただいたように、電気であったり上下水道の使用料、これは町のほうで支払っているわけですが、その分について、維持管理費として地元からいただいているというようなことになっております。

地元とは、維持管理の契約の締結を過去にしている経緯がありまして、その契約によってこういう形をとっているということでございますが、委員御指摘のように、もう少しきちっとしたほうがいいのではないのかという御指摘でしたので、また改めてこの辺も検討していくべきかなというふうに考えます。

それから、116ページのところでございますが、農業委員会の定数の関係で御質問がありました。

農業委員会につきましては、農業委員さんは9名でございますが、現在、農地利用最適化推進委員という方も5名おみえになりまして、合計すると14名ということで、そういうことで14名という説明をさせていただきました。

それから、121、122ページの地籍調査に関連した御質問ですけれども、地籍調査、

平成29年度で実施しました724万4,000円と421万2,000円ですけれども、この予算、これにつきましては、実際の地籍調査事業で724万4,640円、このうちの723万6,000円が委託事業として使った分になりますけれども、それは外平喜、近江島の地籍調査業務になります。

そして、421万2,000円の平成28年度の繰越分として行った分につきましては、地籍調査の、これは外平喜地区で行った分の地籍調査業務になります。

認証業務につきましては、繰越明許の中で464万4,000円という数字が上がっておりますけれども、こちら、本来平成29年度で事業を実施しようというふうに考えていたわけなんですけれども、三重県のほうがなかなか認証業務のおくれがありまして、当初は1名でどうも業務を行っていたようです。おくれってきているということで各市町が指摘をしていたところ、今後、人数をふやして実施していくという情報を得ています。この464万4,000円、これが繰り越しをして、認証業務に使わせていただくというふうに考えております。

以上です。

○税務課長（藤井光利君） まず、38ページの入湯税の件ですけれども、入湯税に関しては申告課税方式になっておりますので、これ、当町義務者が3業者からの申告に基づいた課税ということですので、申告の数字に基づいて課税、そして、納付をいただいているという形ですので御理解いただきたいということと、対前年度比ですけど、済みません、僕の説明が足らなかったと思うんですけど、対前年度比については96.5%という形で御理解いただきたいと思います。

続きまして、58ページ、雑入の弁償金なんですけれども、原付を廃車するときはナンバープレートを返していただくというふうになってはいますが、なくしたという方については、弁償金としてその弁償金を払っていただく、1件1,000円という形でいただいたものということでございます。

続きまして、事務報告の43ページの件ですけれども、43ページのところは課税状況の報告になっておりますので、様式として課税状況をあらわすもので、44ページについては、収納状況という形ですので収納額をあらわした、調定額と収納額、そして、その収納率を記載するところということで、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 消防団員の件に関してでございます。

現在、大団長、副団長を合わせまして82名で団員構成がなされておるわけですが、現状の活動の中で、訓練内容の見直しであったりですとか、報酬の見直しであったり、そういったところで活動になるべく参加しやすいような環境をつくっているという状況になります。

また、高齢者のことも一部おっしゃっていただきまして、条例のほうでも年齢制限を撤

廃して何とか訓練並びに実際の火災のときに本当に出動していただける人間を確保したいという思いで、現状の活動の中で検討しているというのが今の現状でございます。

委員から御指摘いただきました婦人消防団員ですとか機能別消防団、また、あるいは他の市町ですと少年消防クラブといったような消防団員を入りやすくするような、実際に動きやすくするような動きがあるということも私どもも把握はしておるところですけれども、今現状の活動の中で、なかなか新人団員を確保できていない状況の中で、新たな団員確保のほうへ動いていくという検討まではまだ実際のところはしていないような状況でございます。

今回御指摘をいただきましたので、そういったことも検討できるのかどうかというところからまず始めていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○委員（伊藤好博君） 今の地籍調査のほうなんですけど、登記は何年度調査のところまで、地籍調査が始まってから大分たちますが、当初から何年分登記までいっておるのかということを知りたいんですけど、返事をいただいております。

○産業課長補佐（多賀達人君） 去年から登記のほうを進めていまして、去年は平成21年度分、それから、古いのから優先してやっちはいるんですけど、当然新しいものもおくれが生じてしまうということもありますので、去年は平成21年度と平成29年度の前に成果が出ている平成28年度分をやっています。

今後の予定につきましては、平成30年度に平成22年度分と平成23年度分、それと平成29年度分の成果について、登記のほうを進めております、今。それから、平成31年度については、平成24年度分、平成25年度分、それから、今年度やります平成30年度分の成果分について、登記のほうを持ってきます。それから、平成32年度については、平成26年度分、平成27年度分、それから平成31年度分ということで、平成32年度までに認証遅延は解消するという計画で進めております。

この計画で、おくらしているものを一気に1年分でできないのかという話もありましたけど、これについては、法務局、それから県の検査もありますし、法務局のほう、あと、国のほうもありますので、その辺と協議した結果、一気にそんなに持ってこられても法務局のほうも対応できないということで、県としても、三重県全体で平成32年度までに、ほかの市町も含めて法務局の登記まで持っていくということで、今、三重県全体として動いております。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○副委員長（三輪一雅君） さっき出た入湯税、私、監査のときもちょっと言わせていただいたことがあるんですけど、これ、今約46万8,000円ですか、もともとの予算も55万ということで、額も大したことないんですけど、入湯税ってたしか50円だったかなという気がするんですけど、違いましたっけ。単純に割ると1,000人ぐらいなんで

すよね。3分の1で割ると1軒あたり300人ぐらい、要は1日1人ぐらいのお客さんの感じになるんですね。申告税ということで、どう見ても何かおかしい数字にしか出てこんのですけど、そこらはどういうふうに思われているのか、お聞きしたいなというふうに思います。

○**税務課長（藤井光利君）** 町の税条例の中で、宿泊の方については1人150円、日帰りについては1人50円納めるという形で、御指摘のあったように、先方から申告をいただいて、それに基づいて納めていただくという形ですので、その申告がそういう数字であれば、そういうという形で現状動いているのが実態ということです。

以上です。

○**委員長（服部芙二夫君）** ほかに御質疑ございませんか。

○**委員（伊藤厚紀君）** 先ほど三輪委員がおっしゃられたことでやっぱり、庄助さんは余り僕は行かないんですけど、木曾岬温泉さんや鍋田川温泉さんはよく行くんですけど、結構お客さんが入っていますけど、今三輪委員さんがおっしゃられた、数字と合わないような気もするんですけども、そういったところはやっぱり申告だからというふうに片づけられるんでしょうか。

○**税務課長（藤井光利君）** 何となくの話としては、そういう疑念はあるのかもしれませんが、所得の申告もそうですけど、あくまでも申告に基づいての課税となると、先方が申告をしてこない限り、別の数字じゃないのかというのは、例えば僕らが捜査権か何かがあって、確実にその数字だというものの何かにつかめるようなことがあれば、そのそごがところはあるんだと思うんですけども、何せ捜査もなかなかだと思いますので、数字の実態として、僕らにつかめることができればその辺のところを追及はできるのかもしれないんですが、現状としては、あくまでも所得の申告と一緒に、自主申告というか、申告した内容で納めていただいているというのが現状ということでございます。

○**建設課長（浅野 覚君）** 先ほど三輪委員からいただいた質問の道路の補修の計画でございます。

今、補修の話につきましては、いろんなところから聞くというものの、具体的に区長要望で上がってきているもので、今確認できるものについては3本でございます。南栄団地とか新富田子の団地、あと、ことし実施します小学校西の雁ヶ地・松永線のあたりになっています。

それと、実際去年、路面性状調査をして、町内の1級、2級という主要道路の路面状況を調査した中で、今後、どういった計画で修繕していくのかという話なんですけど、実は去年から新設されました公共施設等適正管理推進事業債という新しい起債の事業がございまして、こういった有利な財源を使って舗装の修繕をしようと考えているところでございまして、こういったものの全体の予算のパイと申しますか、予算総額の中からこういった事業を、これにつきましては平成32年までの時限措置ということになっていきますので、一

応平成32年までにこういったものを使いながら、全体で約2,900メートルの12路線、予算にしまして7,000万円程度を計画でしていきたいと。ただ、これにつきましても、当然予算議論の話でありますので、今後の来年度の予算議論の中でしっかり詰めていきたいと思えます。

それと、もう一つ、それだけではなくて、本当になすべきところが一体どれだけあるんだ、それが幾らなんだというところにつきましても改めて整理して、また予算議論の中でしっかりと議論させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑終わります。

次に、議案第48号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○総務政策課長補佐（中山重徳君） 議案第48号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

23、24ページをごらんください。

歳入の合計欄、予算現額300万円に対し、調定額、収入済額ともに、299万9,949円でございます。

次に、歳出です。

25、26ページをごらんください。

歳出合計でございます。予算現額300万円に対し、支出済額291万7,002円となりました。これにより歳入歳出差引残高が8万2,947円となり、この額を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、219、220ページの平成29年度木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算事項別明細書をごらんください。

歳入でございますが、3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。収入済額33万1,000円で、保有財産の管理に伴う財源を町一般会計から繰り入れたものでございます。

4款財産収入、2項財産運用収入、1目財産貸付収入、収入済額263万928円で、

和富地内すいせんの里、湾岸さくら医院、さくらの森等への土地貸付収入であります。

221、222ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目財産管理費、支出済額291万7,002円であります。主に保有財産の管理経費で、13節委託料では、保有財産の除草作業に要した経費であります。28節繰出金では、財産貸付収入を一般会計へ繰り出したものでございます。

2款予備費においては、支出はありませんでした。

223ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額299万9,949円、歳出総額291万7,002円、歳入歳出差引額8万2,947円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は8万2,947円となりました。この金額が平成30年度への繰越金であります。

次に、224ページ、財産に関する調書です。

この会計が保有する財産で、年度内の移動はありませんでした。保有財産は、三崎、源緑輪中、和富地内の土地、合わせまして2万7,384平米であります。

土地取得特別会計の決算説明は以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第49号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） 議案第49号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書の27ページ、28ページをごらんください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金から5款の諸収入におきまして、収入済額9,962万6,704円でございます。

続いて、29、30ページ、歳出でございます。

1款施設費から3款予備費において、支出済額9,475万6,600円、歳入歳出差

引残額は487万100円となりました。このうちの基金繰入額はございません。

詳細につきましては、225ページ以降の事項別明細書にて説明のほうをさせていただきます。

225ページ、226ページ、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目農業集落排水事業負担金として、収入済額252万8,000円、新規加入者8件分の負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料のうち1節現年度下水道使用料が、収入済額2,513万4,220円、2節過年度下水道使用料は、収入済額11万8,636円ございました。不納欠損についてはございません。なお、収納率については、現年、過年度分合わせて99.4%となっております。

2項1目手数料は、収入済額1万5,920円、119件分の督促手数料でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、収入済額6,893万3,000円、本会計の歳入不足を一般会計から補うものでございます。

4款1項1目繰越金は、平成28年度からの繰越金であり、収入済額208万3,126円でございます。

5款諸収入、1項預金利子、1目歳計現金の預金利子で100円、2項2目雑入で、建物災害共済金9万180円、台風18号の暴風で被害を受けた西部地区クリーンセンターの補修費に支払われた保険料でございます。

続きまして、歳出になります。

227ページ、228ページをごらんください。

1款施設費、1項施設管理費、1目事務費、支出済額は311万6,872円、農業集落排水事業にかかわる補助職員1名分の賃金の人件費と、使用料の賦課徴収に係る経費など、当会計の事務費を計上しております。内容については、備考欄に記載のとおりでございます。

2目維持管理費、支出済額は5,159万6,615円、農業集落排水の4処理区の管渠や処理場における運転経費等の維持管理費でございます。主なものとしましては、11節の需用費の備考欄2つ目でございますが、4つの処理場や中継ポンプ30基分の電気代などの光熱水費に877万円余、13節委託料、備考欄4つ目でございます、4処理区の保守点検や日常管理業務としての1,299万8,880円、汚泥の運搬委託料で1,035万円余、15節の工事請負費は、南部地区の管路修繕工事に526万9,320円、処理場内のポンプの取りかえ工事など、処理場の修繕工事に226万4,760円、16節の原材料費45万5,922円は、処理場で使用する活性炭の購入費を計上しております。次ページでございます。19節の負担金、補助及び交付金の704万3,700円、桑名広域環境管理センターでの汚泥処理に係る負担金となっております。その他については、備考欄記載のとおりでございます。

2 款 1 項公債費、1 目元金は、支出済額 3, 3 7 6 万 5, 5 9 4 円、2 目利子は、支出済額 6 2 7 万 7, 5 1 9 円でございます。2 2 件分の起債償還金でございます。償還のピークが過ぎたことにより、平成 2 8 年度に比べ 3 0 7 万円余りの減額となっております。

3 款予備費の支出はございませんでした。

以上が事項別明細の説明となります。

次に、次ページ、2 3 1 ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 9, 9 6 2 万 6, 7 0 0 円、歳出総額 9, 4 7 5 万 6, 6 0 0 円、歳入歳出差引額 4 8 7 万 1 0 0 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額が 4 8 7 万 1 0 0 円、実質収支のうち、地方自治法 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額もございません。

2 3 2 ページは財産に関する調書でございます。4 つの処理区のクリーンセンターの公有財産として、土地及び建物の財産状況をあらわしたもので、平成 2 9 年度途中の増減はございませんでした。

以上が農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第 5 0 号、平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） それでは、議案第 5 0 号、平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書、3 1、3 2 ページでございます。

まず、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金から 8 款国庫支出金において、収入済額 3 億 2 7 万 9, 1 9 3 円でございます。

続いて、3 3、3 4 ページ、歳出でございます。

1 款施設費から 3 款予備費において、支出済額 2 億 9, 5 8 0 万 3, 0 1 5 円、歳入歳

出差引残額は446万6,178円となりました。なお、このうち基金繰入額はございません。

詳細については、233ページ以降の事項別明細で説明のほうをさせていただきます。

233、234ページ、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目公共下水道事業負担金は、建設工事負担金の過年度分で、収入済額5万円、2目の公共下水道事業加入者負担金については、新規加入者がなかったため、ございません。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料のうち、1節現年度下水道使用料は、収入済額が4,451万190円、2節過年度下水道使用料は、収入済額44万7,174円、2万3,800円の不納欠損を行っております。不納欠損分は、行方不明等による5件分でございます。なお、収納率については、現年、過年分を合わせて98.7%となっております。

2項1目手数料は、4万4,720円、559件分の督促手数料でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金として、収入済額2億1,979万3,000円でございます。本会計の歳入不足分を町一般会計から補うものでございます。

5款1項1目繰越金、平成28年度からの繰越金、収入済額1,299万3,886円でございます。

6款諸収入、1項預金利子、1目町預金利子で、169円、2目雑入として、開示請求に伴う複写費用50円でございます。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業国庫補助金で、収入済額2,240万円でございます。マンホールポンプ長寿命化などの財源となっております。この補助金については、下水道長寿命化に基づく下水道施設の改修工事に対する交付金で、補助率は事業費の2分の1でございます。

続きまして、235ページ、236ページ、歳出でございます。

1款施設費、1項施設管理費、1目事務費、支出済額1,060万2,899円でございます。公共下水道事業にかかわる人件費と事務的経費を支出してございます。主な内容は、職員1名分の人件費、下水道使用料の賦課徴収に係る事務的な経費などとなっております。その他については、備考欄記載のとおりでございます。

2目維持管理費、支出済額1億2,718万3,431円、公共下水道施設の維持管理経費と運転経費となっております。主なものとして、11節需用費の備考欄、光熱水費で1,252万8,116円、東部地区クリーンセンターと中継ポンプ34基分の電気代などがございます。13節委託料では、次ページ、237ページ、238ページになりますが、備考欄の4つ目、計画策定委託料2,161万円は、東部地区クリーンセンターの電気設備更新工事に係る詳細設計を委託した費用、1つ飛ばしまして、処理場の日常管理業務委託料として4,317万円余、汚泥処理の委託料として936万円余でございます。

15節工事請負費の3,365万2,022円は、平成29年度の現年度分として、クリーンセンターの機器オーバーホールやマンホールポンプの更新工事に1,815万円余り、平成28年度繰越分として、同じくマンホールポンプの更新工事に1,550万円を支出しております。16節原材料費122万5,800円は、処理場で使用する活性炭購入費でございます。その他につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。

2款1項公債費、1目元金が1億2,423万9,381円、2目利子が3,377万7,300円でございます。38件分の起債の元金及び利子の償還金でございます。

3款予備費の支出はございませんでした。

以上が事項別明細の説明でございます。

次に、239ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億27万9,193円、歳出総額2億9,580万3,015円、歳入歳出差引額447万6,178円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額447万6,178円、実質収支額のうち、地方自治法第233条2の規定による基金繰入額はございません。

最後に、240ページ、財産に関する調書でございます。

公共下水道事業会計の公有財産として、土地及び建物の財産状況をあらわしたものでございます。なお、平成29年度途中の増減はございませんでした。

以上で公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑がある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） もう古くなってきて、中継ポンプの委託料で出ているんだけど、委託料として出ているだけなんだけど、年間どのくらいの故障が起きておるかは把握できますか。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） 決算事務報告にもつけさせてはいただいているんですけども、中継ポンプの中のレベルスイッチの故障で農集で5カ所、公共でその他中継ポンプの引き込み線の修繕やレベルスイッチの取りかえ工事で6カ所でございます。どうしても消耗品というかレベルスイッチなので、動作不良ということが起きればパトランプが回って、住民さんからの連絡により維持管理業者にその辺の修繕をしていただいているということでございます。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第51号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） それでは、議案第51号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

それでは、決算書のまず14ページをごらんください。

水道事業会計における平成29年度の事業報告書でございます。

概況として、総括事項を記載しております。

まず、（ア）給水普及事業としまして、決算年度末の給水件数は2,638件で、前年度に比べ6件の増加、また、給水人口は6,361人で、78人の減少となっております。

（イ）業務状況でございます。年間の総配水量は93万2,024トンで、前年度に比べ2万9,916トンの減少となりました。年間総有収水量は89万2,146トンで、8,436トン減となりました。なお、有収率は95.7%と、2.1ポイント増加しております。

続いて、（ウ）経営状況でございます。収益的収支は、水道事業収益が1億5,769万8,797円で、前年度に比べ193万9,671円の減収になりました。主な要因としては、給水収益が前年度に比べ202万8,117円の減収となったことによるものでございます。対する水道事業費用は1億6,047万3,963円と、前年度に比べ1,439万7,896円の減額となりました。この主な要因は、原水及び浄水費が1,305万6,786円の減額となったことによるものでございます。

以上の結果により、当年度の収益的収支の純損失は277万5,166円となっております。なお、資本的収支、資本的支出については、記載のとおりでございます。

次に、（エ）建設改良事業の状況でございますが、老朽管の布設替え工事を西対海地、栄、かおるヶ丘団地内で行っております。

15ページ、（2）は、議会議決事項です。予算決算について裁可を求めたものでございます。

（3）は、職員に対する事項として、所属職員の状況をお示ししております。

めくっていただきまして、2.の工事では、建設改良工事等の概況として、平成29年度に行った水道管布設替え工事の契約内容を記載しております。3.の業務では、年度末給水人口や配水量、有収水量といった主な業務量を記載しており、前年度との比較をしておりますので、御確認ください。

下の表では、供給単価、給水原価をお示ししております。収益の単価である供給単価は168.19円と前年よりも68銭安く、給水に要した費用の単価である給水原価も174.41円と前年よりも14円37銭安くなっております。14円余り安くなった要因としましては、平成28年度は弘法池タンクの塗りかえや中央監視装置の移設があり、原価が高額になったためでございます。

次ページ、17ページでは、(2) 事業収入に関する事項、(3) 事業費に関する事項として、それぞれ平成28年度決算との比較をお示ししております。詳細につきましては、また後ほど明細書のところで説明させていただきます。

続いて、決算書類について説明させていただきます。

ページ、戻っていただいて、2ページ、3ページでございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。

上の表、収入でございます。1款の水道事業収益のもと、営業収益など3項からなりまして、決算額1億6,963万7,913円でございます。

下の表、支出でございます。3款水道事業費用のもと、営業費用など4項におきまして、1億7,161万5,850円の経費を要したというものでございます。

ページ、めくっていただきまして、4ページ、5ページ、資本的収入及び支出でございます。

収入は、新規加入者の負担金で8件分、220万3,200円でございます。

支出は、老朽管の布設替え工事などに要した1,290万950円の決算額でございます。なお、収入額が支出額に不足する額1,069万7,750円は、末尾欄外の記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金及び消費税の資本的収支調整額で補填をしております。

じゃ、詳細について、19ページから説明のほうをさせていただきます。

19ページ、収益費用の明細書でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益は、主たる営業活動から生じた収益を計上しています。主なものとして、1目給水収益の1億5,004万9,760円、これは有収水量約89万トン分の水道料金などでございます。

3目その他の営業収益146万9,820円ですが、備考欄の末尾にございます消火栓の維持補修に要する経費などとなっております。

2項営業外収益、606万7,098円ですが、預金利息の223万円や地方公営企業制度の改正により、平成26年度より適用となりましたみなし償却制度の廃止に伴う6目の長期前受金戻入377万円余などでございます。

続いて、20ページ、費用の部でございます。

3款水道事業費用で、1億6,047万3,963円を支出しております。1目営業費用は、主たる営業活動に要した費用、1目原水及び浄水費は、1億1,938万4,233円、この大部分を占めますのは、末尾の32節受水費の1億1,506万円余で、県企

業庁から購入した約93万トン分の使用料です。これ以外では、14節の光熱水費139万円余、18節弘法池の保守点検や水質検査などの委託料で151万円余、21節保守点検結果に基づく水道施設の修繕費139万円などでございます。

2目配水及び給水費、182万24円の主なものは、21節修繕費、漏水18カ所の修繕費で79万円余り、29節工事請負費、93万円余、量水器の取りかえ工事費でございます。その他については、備考欄記載のとおりでございます。

3目受託給水工事費、109万5,960円、消火栓からの漏水や布設替えに伴う消火栓の取り付け工事費でございます。

4目総係費は、この会計の事業活動における事務費でございます。職員1名分の人件費や検針員2名分の賃金、水道料金の賦課徴収に使用する電算システムの使用料及び保守委託料などでございます。

21ページ、5目減価償却費でございます。2,464万1,669円の支出でございます。この会計が保有する有形固定資産の当年度の減価償却費となっております。

6目資産減耗費、36万2,827円は、配水管布設替え工事の残存財産などの未償却資産を処分したものでございます。その他の営業費用は、メーターボックス10個を売却した原価の引き落とし分でございます。

2項の営業外費用、4目雑支出、平成29年度に納付した消費税の仮受消費税の補填額6万9,677円でございます。

続いて、22ページでございます。

資本的収入・支出明細書でございます。

収入では、2款の資本的収入で204万円、新規加入者の負担金でございます。

次に、支出は、4款の資本的支出として1,198万7,190円、1項建設改良費、2目配水及び給水施設費で1,142万2,000円、これは水道管の布設替え工事を行ったものでございます。また、3目固定資産購入費、72節機械及び装置56万5,190円、これはメーター器の購入費でございます。

23ページ、固定資産の明細書でございます。

当年度における資産の増減及び減価償却の増減を記載してございます。

それでは、詳細の説明は以上でございます。

戻っていただいて、6ページ、7ページでございます。

まず、6ページが損益計算書でございます。1年間の営業期間における経営成績を明らかにするため、その期間中に得た全ての収益とそのための費用を記載し、純利益とその原因を示したものでございます。

下から2行目になります。収益から費用を差し引いた当年度純利益がマイナスの277万5,166円となったことを示しております。当年度の未処分利益剰余金も同額でございます。

次、8ページ、9ページ、剰余金計算書になります。この会計の剰余金が1年間にどのように変動したかをあらわすものでございます。下の表は欠損金の処理計算書でございます。当年度の未処分欠損金227万5,166円を利益積立金から繰り入れ、翌年度への繰越欠損金を補填するという計算書でございます。

次ページ、10ページ、11ページは、貸借対照表となっております。また後ほどお目通しのほどをよろしくお願いいたします。

最後に、飛んでいただきまして、18ページ、キャッシュフローの計算書でございます。

この帳票については、当該年度における現金の増減を、業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示する財務指標で、現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報をあらわしたものでございます。業務活動、投資活動、財務活動のキャッシュフローを合計した平成29年度のキャッシュフローは、下から3行目になりますが、89万5,134円の減となりました。また、年度末残高である一番下の資金期末残高は、9億2,077万1,210円となります。

以上が平成29年度の水道事業会計決算でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑がある方は御発言ください。

○委員（伊藤厚紀君） 休憩を願えますか。

○委員長（服部英二夫君） 暫時休憩とします。

午後 3時41分休憩

午後 3時43分再開

○委員長（服部英二夫君） 休憩を解き、委員会に戻します。

先ほどの事務局の説明に何か御質疑のある方はございませんか。

○副委員長（三輪一雅君） 多分去年も同じことを言いましたけど、毎年のように赤字が続いておって、予定どおりとか想定どおり、資産はともかくとして、キャッシュフロー上の現金が現状9億2,000万円ということで減少傾向にあるわけです。これが幾らになったらどうするのかという対応というのは、どうするんだって去年も聞いたかなと思うんですけど、そこらって、何か協議してみえるのかなというふうにお聞きしたいなと思います。

問題をどんどん先送りすると、本当に結局後の世代にツケが回ってしまうので、せっかく今黒字のうちにしっかりと対応策を練る必要があると思うんですけど、そこらの協議って、この1年かけての間に特にされていないのか、されているのか、その辺も含めてちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○建設課長（浅野 覚君） 赤字が続いているというお話です。

それで、実際問題、これは会計上の話でありますけど、言うたらキャッシュとしてまだ9億円余りあるということで、他市町に比べても本当に水道会計が経営状況がいいか悪いか

という話についてはいろいろ議論があるところだと思っています。

ただ、御指摘のとおり、毎年赤字が続いている中で、1つ、今年度から木曾岬干拓地の企業誘致と申しますか、都市的土地利用が始まっていく中で、水道につきましても県の財源をもとに企業庁のほうの協力も得ながら整備していこうという方針もありますので、将来にわたってこういったところで収益を見込むといえますか、期待するといったことも含めまして考えていきたいなと考えております。

1つ参考までにですが、貸借対照表の中の10ページ、11ページをごらんいただいたときに、これは財政状況をあらわすいわゆるバランスシートと言われているものですが、10ページの流動資産のところでは9億2,077万円というのがございます。それに対しまして、流動負債が、11ページの上段でございますが、1,216万円という、この部分が差が近いということは財政が硬直しているということですが、これだけ開きがあるという、これだけを見れば、そういう意味では企業会計としても一定の健全度はあるのかなという判断はあると思いますので、先ほど申したとおり、将来の木曾岬干拓地の水道利用を期待するといったことも含めて、今後の議論としていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（三輪一雅君） 明快に答えていただきました。

ただ、僕がちょっと心配しているのは、例えばことは工事が比較的少なかったのかなと思うし、突発的な破損だとかそういうことが起こると工事の額が上がって、途端に1,000万円、2,000万円の赤字になるということにもつながっているし、そういうことが、今後老朽化していく中で、もちろん今布設替え等もしていただいておりますけど、そういうことが起こり得る状況で、もともと、僕がちょうど議員にならせていただいた10年ぐらい前のときには、10年後ぐらいには赤字になるかなみたいな話もしていたぐらいやったというような気がするんですね、記憶としては。

当時、そういうような状況は実際続いております、このところ落ちついているというか、少し工事も少な目かなという気もして、何とか9億円を維持しているんですけど、具体的に例えばこれが5億円ならまだ大丈夫だよとか、3億円ならまだ大丈夫なんだよとか、その辺の認識度はどういうふうに考えてみえるのかなと。赤字になっても、まあ、いや、一般会計から繰り入れればという概念でおるのか、いや、そうではなくて、やっぱり一定の額のところになったときにはしっかり水道料金値上げ等も考えていかないかんのかなとも思うんですけど。

ただ、私、思うんです。今、木曾岬町って、おおむね2,400世帯ぐらいじゃないですか。そうすると、例えばわずか240万円を確保しようと思っても、一世帯当たり本当に1,000円、月にしたら100円とか200円レベルかもしれないんですけど、それぐらいは値上げさせていただかなあかんし、もうちょっと黒字に行きたいとなれば、本当に毎月500円とかぐらいは上げていかんといかんわけですよ。それが最終的にぎりぎり1

億円、2億円になってから、あっ、これはいかんわということで値上げしようとなると、一気に額を上げなきゃいけない。

こういうことになるとやっぱり税の、この場合、料ですけど、企業会計なので結局内部留保でできるという部分があって、しっかり資金計画をしておけば、そういうところも事前にちょっと料金を上げて、皆さんに公平に広く分担していただく状況をつくっておくべきかなと思うし、ぎりぎりになってから、10年後に、ああ、やっぱりだめですわという話ではいかんと思うし、その辺の基準、どういうふうに考えてみえるのかなと思って。それは1億円で、例えば上げようと思いますとか、5億円になってきたらやばいかなとか、そんなような話というのは何か計画されているのかな。

今の干拓は干拓の問題で、もちろんいいですよ、それでたくさん水を買ってもらって黒字になってくれるなら、それはそれでオーケーじゃないですか。だけど、現状、もし干拓が何も動かなければ、もちろんそれは負担になってくるわけだし、それこそ工事だけやって、水を買ってもらえなくなったなら、一応三重県のほうに工事していただく分が大きいとは思いますが、維持管理を木曾岬町はやるとなったら、またかかる。やっぱりしっかり考えておかないかかなと思う中で、どのように考えてみえるのかなということをお聞きしたいと思います。

○建設課長（浅野 覚君） 具体的に幾らに、9億円なら9億円のキャッシュが減ったらどうするかといったものはございません。まだ、例えば厚生労働省であるとか国のほうから、これぐらいになったらとか、そういった指導とか指針というものは特に示されていないというふうに考えております。

ただ、1つ、先ほど申しました流動資産と流動負債のバランスなんですけど、ちなみに三重県内の各市町の流動資産と流動負債を合計したものの割合というのは大体3対1ぐらいなんですね。今、木曾岬町で言えば9億2,000万円と1,200万円ということで、そういう意味では県内平均から見れば高いということもありますので、1つ目安としては、そういったところもあるのかなというふうには思います。

それから、料金につきましては、実際問題先ほど申しましたとおり赤字が続いているという中にありまして、公平な負担ということを含めて、あと、こういった赤字が続くということは、将来にわたっての負債を抱えることになりますので、そういった意味でも世代間の公平性を保つためにも、料金の分についてはしっかり議論する必要があると思います。

ただ、これにつきましては、先般から御議論あります下水道の使用料金のほうとあわせて議論かなと考えておりますので、当然これから下水道料金のことについても議論していく中で、まさにあわせて考えていきたいと思っております。

以上です。

○副委員長（三輪一雅君） おっしゃられるとおりでと思います。

今、下水道料金とリンクさせて考慮しなきゃいけない、確かに公共料金を支払うという

考え方からいくと、それは重々わかるところなんですけど、平成32年度からこっちも企業会計化しないといかんのかな、今の、僕は詳しいこと知りませんが、下水関係もしていかないかんのか、そんなようなお達しもあるとか何とかという話も聞くんですけど、こっちは、今は会計上、要は一般会計からお金を入れちゃっておるので、そういう意味では税の公平もくそもないような状況になっておるんですよ。

だから、はっきり見えない。要はその辺のあたりの実際の皆さんがどれぐらい負担していただいているのかという面がわかりづらい。水道料金に関してはそうじゃなくて、別会計で、企業会計できちんとやっていただいているもので。

確かにリンクさせることも大事やけど、もちろんそれで合わせて幾らかなどというのは他市町と比べたときに、やっぱり高いと来ていただけないという場合も出てくると思うし、引っ越ししたくないとか、そういう1つの目安にもなりがちなんですけど、ただ、言っても、結局今言われた流動負債合計との比がというのもあるけど、結局は現金がなくなれば赤字になって、ここが幾ら額がこれだけ離れているからいいよという話があっても全然、お金がなくなりやもうそれでおしまいのお話なので、だから、担当課ももちろんあれですけど、町長あたり、どう考えてみえます、この辺を。一遍町長の考えをお聞きしたい。

○町長（加藤 隆君） 今の水道会計、それから、もう一つは下水道、過去の経緯の中でいろいろと住民負担を軽減しようという時代もありましたけれども、結果的にはなりまして、検討を委員会で重ねていただいてまいりまして、結果、従量制に移行していこうということで、そのときに節水の、どの程度ということも当時からありました。

そんな中で、結果、移行してから、当時議論しておった以上に節水といいますか、使用量が減じておるといふ現実の中で、私はもう既に指示はしておりますが、見直しの検討に入るようにということで指示をしておりますので、また、具体的に担当のほうで進める中で、また議会の皆さん方にもお示しをさせていただきながら見直しを図っていくべきだといふふうに考えております。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

これまで個別に審議し、質疑をいただいて進めてまいりましたが、最後に、これまで議題としました全ての議案について、再度質疑がございましたら御発言を願います。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 大変申しわけございません。

午前中に質疑をいただきました議案の第43号、固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてというところで、三輪委員さんからの御質問に対して私が答えた答弁につい

て、一部訂正と補足をさせていただきたいと思います。

委員さんのほうからは、この条例施行について、条例本文の中に変更等の届け出の規定がないのではないかと御指摘がございました。大変申しわけございません、確認をさせていただきまして、私どもの条例につきましては、この条例の中にはないんですが、同時に施行いたします条例の施行規則、こちらの第4条に変更等の届け出を規定しております。この内容につきましては、前条の規定によりまして、課税免除の決定を受けた者につきましては、次の掲げる事項が生じた場合について、そのとき事由が生じた日から10日以内に申請書を提出すると、変更届を提出するという規定のものをここで規則に規定しておりますので、この分を訂正して補足をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）についての所管部分について、討論があります方、御発言ください。

三輪委員から反対討論の要求がありましたので、これを許します。

○副委員長（三輪一雅君） では、私は、議案第38号の一般会計補正予算に対して、反対討論を行います。

その概要としましては、今回の補正予算に上げられている銘板、町制30周年事業の中の銘板の作成と、それから記念誌の作成費用に対して、反対をいたします。以下に理由を述べます。

銘板に関しましては、そもそも現在、入り口の左手には既に金属製のサインポールが設置されており、そのすぐ反対側にまた銘板を設置するという事に疑問を感じます。また、庁舎正面にも木曾岬町役場の銘板はつけられておって、視認性もそれほど悪くはありません。

私の主観ではありますが、そもそも行政の建物というのは町民の皆さんにとってのツールであるというふうに考えています。道具、言うなればドラえもんのようなものです。使い勝手がよくて、便利に使っていただくものであります。それが向上するためなら私は予算を積極的に認めたいとは思っていますが、特に銘板に関しましては、機能性のアップ等はそれほど期待できないというふうに思っています。

もちろん見た目も悪いよりはいいほうがいいに決まっています。そういった観点から、

景観などをよくしたいという意味で、そのような答弁もございましたけれども、考慮すべきかもしれないとも考えました。

しかしながら、結果としては、植樹に関しては認めたいと思いますが、銘板は特に景観に寄与するとも思えません。まして300万円という高額のものを追加する必要性は感じられませんでした。それから、他市町の役所にあるからといって、必ずしも設置が必須なわけではありません。これもその1つの理由と考えます。

次に、記念誌に関しましてです。

確かに町の歴史を残すことは重要です。その認識は一般の方より持っているつもりであります。ですから、こういった資料的価値を残す意味においても、記念誌を発行すること自体は反対するものではありません。重要なことは、その期間です。今回の発刊は、実際にはこれは町史にはなりますけれども、20年しかたっておりません。このペースで発刊することに私は理解ができませんでした。せめて50年単位、そうならば必然的に町史ということになるんでしょうけれども、50年単位程度でいいのではないかというふうに考えています。

もちろん何か特別なことが起こった場合、今回でしたら町制30年、平成がちょうど30年で終わるといような意味合いもあるという説明は受けておりますけれども、それはそれほどの重要性を私は考えませんし、例えば当町であれば、伊勢湾台風みたいなような、ああいうような大事件が起こったようなときにはやっぱり資料の発刊はあってもいいというふうには思いますが、現状では、その必要性を感じることはできませんでした。

やはり本質は何かを考えるべきだと思います。町史の本質というのは、間違いのない歴史をきちんと後世に残すためのものだというふうに思います。やみくもに発刊する必要はないと考えますが、むしろ、編さん作業はきちんと毎年やるべきではないでしょうか。それによって正確性も増しますし、資料としてしっかり残すというところに意味があると考えます。

そして、編さん途中であってもそれらの資料を図書館やホームページで随時公開し、いろいろ御意見をいただくことでより精度を上げていき、最終的に発刊に結びつけるということが重要ではないかというふうに考えます。

今回の予算には一旦反対をいたしますが、そういった編さんと資料づくりの予算なら私は認めたいというふうに思いますので、必要に応じて今後の補正予算に上げていただければというふうに考えるところでもあります。

今回のこのような、ほかの他委員会でも反対するような言葉が結構あったかと思いますが、その1つの理由の中に、私は副町長の答弁があったかと思いますが。

それはどういうことかという、伊藤好博委員が質問されたときに、当初予算の予算に何でしっかり盛り込まなかったんだという話をしたときに、当初予算はとりあえず概算としてまず上げさせていただいて、肉盛りをするためにその間に計画をしっかり進めて議会

さんとも話をしながら最終的にこういうものをつくっていききたいという考えで、当初は450万円でしたか、そういうような予算の取り方をしましたというような説明があったんですが、ふたをあけてみると、多分今までの加藤町長だともうちょっと何かコンタクトが違ったのかなという気がするの、結局議会にこの案が提出されたのは、この定例会が始まる2週間前に出されて、なおかつ、もう全部積み上がった状態でぼんっと出されたんですよね。それがやはり議会と細かなコミュニケーションをとりながら積み上げてきたものじゃないということが、今回のいろんな議論のもとにつながったのではないかなというふうに私は思います。

私は、例えば看板に関しては、実は今の現状の看板に満足しているわけではないです。やはり見にくくて、視認性が悪い。小さいですよね。もしつくるなら、私は特に機能性をやっぱり、要は町民の皆さんがいかに使い勝手がいいかということを見ると、現状の看板よりもっと大きいサイズのもので、なおかつ、例えば、町民ホール、図書館、木曾岬町役場というような3つ入るようなぐらいのサイズで、なおかつ、もっともう3回りぐらい大きいような看板をつくっていただくと言うようなことであれば、またそのあたりは考えたいと思いますし、町誌に関しても同様です。

ですので、一旦とにかく今回はその部分に関しましては白紙にさせていただきたい。ゼロベースで協議をしていただければいいのではないかなというふうに思います。この2つに関して言えば、町制30周年事業は私は認めるつもりでおりますので、この事業に関しましては、また最終的には本会議場で修正予算案を出させていただいて、一旦とにかくゼロベースで考えていただければいいのかなというふうに思っています。

蛇足なんですけど、例えばこの資料もそうですけど、今ネットの時代になってきました。私、紙の文化というのはやっぱり大事だし、最終的に紙として、しっかり本として残すことには、これは町史に関してですけれども、否定するものではございません。絵本や教科書も紙というのは本当に大事だなというふうに思います。

しかし、資料的なものであればデジタルデータにさせていただいて、ホームページ等へ上げていただくということもいいのかなというふうに思います。特に途中途中の編さん中であればそういうことが気軽にできるので、そういうような取り組みも1つの手ではないかなというふうに思います。

よそですと、もう既に町史をデジタル化でちゃんと上げています。極端なことを言えば予算書も上げています。そういうような取り組みがうちはちょっとおくらしているのかなというふうに思っていて、じゃ、ネットができない人は無理じゃないかという話になるんですけれども、ただ、今は60歳以上の方でさえ50%以上がスマホになったというふうに聞いています。それぐらいアクセス数もふえてきている中で、ネットというのは町の顔にもなるような時代になってきたと思いますので、そういったところにむしろお金を使っただけでも、予算をつけていただいてもいいのかなというふうに思っています。

というようなことから、私は、議案第38号の補正予算に関しまして、反対をいたします。先ほど少し触れましたが、最終的にもしこれが認めていただけることであれば、本会議場ではまたしっかり修正予算案を出させていただく所存であります。

以上で私の反対討論を終わらせていただきます。

○委員長（服部英二夫君） 賛成討論はございませんか。

○委員（鎌田鷹介君） 議案第38号の補正予算については、歳入において、国県支出金及び繰越金を財源とし、歳入においてもおおむね妥当と認めるものですが、町制記念事業については、附帯決議をつけて賛成したいと考えております。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） なければこれにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第38号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定しました。

○委員（伊藤厚紀君） 本案、議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議案の動議を鎌田委員と提出いたします。

○委員長（服部英二夫君） ここで暫時休憩といたします。

午後 4時 8分休憩

午後 4時 9分再開

○委員長（服部英二夫君） 休憩を解き、委員会に戻します。

ただいま伊藤厚紀委員、鎌田鷹介委員から、議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がおりますので、成立いたします。

附帯決議案を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議案でございます。

裏面のほうに本文もございますので、お願いします。

議案第38号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議案。

平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）は分割付託され、教育民生常任委員会で可決、総務建設常任委員会でも可決となったが、その執行に当たっては次の事項について十分注意して取り組まれるよう強く求めるものである。

1、町制記念事業の補正予算については、一部事業予算の凍結も含め、再度協議した上で予算執行に当たること。

以上、決議する。

提出委員につきましては、伊藤厚紀委員、それから、鎌田鷹介委員でございます。

以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） 次に、伊藤厚紀委員から附帯決議案の趣旨説明を求めます。

○委員（伊藤厚紀君） こちらにつきましては、議案第38号、補正予算について、ひっかかるところが2つ、町碑と町誌のところ、ほかのところについては、特にひっかかることはないのですけれど、周年誌と町の銘板につきましてはどなたに話を聞いても、そんな立派な石碑は要らないという声とか、それはなくてもいいんじゃないか、もうちょっと何か、先ほど三輪委員が言われた案内板的なものであったほうがいいのかという意見も伺いました。

極端なことを言うと、立派な御影石のものなんかは必要ない、300万円かけてやる必要はないという意見が多かったです。周年誌においても私が調べたところによると、質問でもさせていただきましたが、他市町に配る分は、ある程度保存されて廃棄されるようなものをつくるのはいかがなものかと思えます。

否決するというと、ほかの部分も否決ということではなくて、町制記念事業の補正予算一部が、動議にもありますように、凍結を含め再度もっと執行部と議会とで話をした上で、やらないならやらない、ここだけはこれだけの規模でやったほうがいいのかというような話があつていいと思えます。

このたびの補正で、町制30周年記念事業、内容を提示されてからの期間が余りに短過ぎます。なので、附帯決議案を提出させていただきたいと思っております。

○委員長（服部英二夫君） 次に、鎌田鷹介委員、趣旨説明を求めます。

○委員（鎌田鷹介君） 賛成討論の中でも申しましたが、議案第38号、補正予算の町制記念事業費において、銘板に関しては全く必要ないと考えておりますが、記念誌に关しましては、予算面や購入者を確定してからの注文など柔軟に対応してもらわれるのであれば、基本的には賛成する考えであります。

いずれにしてもよく精査する必要があるものと判断し、附帯決議の動議を提出いたしました。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑はございませんか。

○副委員長（三輪一雅君） お二方にお聞きしたいと思います。

今回の質疑応答の中でも、お二方ともどちらかというところの2つの案、特に銘板の関係と、それから、記念誌の関係には否定的な御意見だというふうに思います。

今回、この附帯決議が凍結も含め再度協議した上で予算執行に当たることというふうにあるわけなんですけれども、じゃ、この落としどころはどのように考えてみえるのか、お聞きしたいというふうに思います。どういう状況であればこの予算を認めたいというふうに考えられているのか、そのあたりをもう少し説明していただきたいというふうに思います。

○委員（伊藤厚紀君） 私は、銘板についてはこれから協議していく中で、三輪委員がおっしゃられるような案内板的なものはあってしかるべきだと思っておりますのでそういったもの、もしくはもうちょっと違う形で町民参加型のものを、話し合いの上でになりますが、そういったものができるのであれば、そういったものならいいのかなと思います。

周年記念誌においては、私は必要ないと思っております。ただ、話し合いの上でどういう話が出てくるかはわかりませんが、周年記念誌においては必要ないのかなと思っております。ただ、値段の面で、そのぐらいだったらいいのかなというのがありますが、基本的には周年記念誌は必要ないと思っております。

○委員（鎌田鷹介君） 先ほども申したとおりなんですけれども、銘板に関しては、僕は全く要らんと考えています。

あと、記念誌に関しましては、中には値段によっちゃ欲しいと言っておられる方もおりますので、購入者をあらかじめ確定してから注文したら全く無駄がなくなるので、それなら僕は賛成します。

以上です。

○副委員長（三輪一雅君） 今、お二方の答弁をお聞きしたんですけど、鎌田委員が言われる、銘板に関しては必要ないというふうにおっしゃられたんですが、今回の附帯決議案というのは、基本的に予算は認めた上で廃止をするということはありませんので、そうであれば、38号に対して賛成をするということは、私にはちょっと理解ができません。

それは伊藤厚紀委員にもそうですが、今の話で、銘板はちょっと違う形のものにすればいいということであれば、確かにそれは予算として認めることも1つの案として考えられると思いますが、町誌に関しては必要ないというふうに考えてみえるようなことでしたので、そうであれば、どうして賛成をされるのかがよくわかりません。その辺に対して、答弁をお聞きしたいと思います。

つけ加えるならば、やはり附帯決議をつけるということは、基本的に予算は認めるということですかね。一旦認めて、それでどのレベルまで落としどころを見つけるかという協議をしようということをお話しているのであって、中止をするということは基本的に考えてはいけないと思います。そうならば、お二方の言っている今の発言は、全く今回の附帯決議案の内容にはそぐわないというふうに私は思いますけど、いかがですか。

答弁がないなら、ないでいいですよ。

○委員（伊藤厚紀君） 銘板については、先ほど申し上げたとおりです。

記念誌につきましても、三輪委員おっしゃられるように、歴史というのは毎年毎年編さんしていった積み上げていくのが大事だと思いますが、もうちょっと記念誌についても話し合いの場、協議の場が必要だと思っています。

予算をつけたら必ず執行するというようなことになりますか。

〔「当然」と呼ぶ者あり〕

○委員（伊藤厚紀君） なる……。そこは話し合いでいくと私は思っております。

○委員（鎌田鷹介君） 今おっしゃられたみたいに、一度凍結して協議をしたいということで出したものですが、そう言われると返す言葉はありませんけれども。

○委員長（服部英二夫君） それでは、質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第38号に対して、お手元に配付の附帯決議に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手多数です。よって、議案第38号に、お手元に配付の附帯決議を付することに決定されました。

町長、それに対して、特に発言があれば許可をしますけど。

○町長（加藤 隆君） 先ほど来、委員会で、平成30年度の一般会計補正予算の中で、特に30周年記念事業に関する予算の審議を本当に、午前中もそうでしたが、慎重審議をしていただきました。

私ども、今、反対討論の中で三輪委員から1つあったのは、当初予算から補正にかけてのことに触れられました。それから、鎌田委員さんも、それから、午前中、伊藤議長からもありましたけれども、当初予算から補正予算をいたすまでもう少し時間と、そして、皆さん方との、議会との意見交換といえますか、そういった形の中でもう少し時間をかけて皆さん方にきちっと御理解をいただいでいくことが少し配慮が足らなかったのかなということを、今、皆さん方の、特に討論と附帯決議のことについての質疑の中でそれを感じ

たところでございますが、いずれにしても、三輪委員さんの発言の中でも、一旦これを白紙にしてというお言葉がございました。だから、全く全てが否定されるものではないなという感じを私はいたしました。

もう一つは、附帯決議を提出された両委員さんと三輪委員さんとの違う点は、白紙に一旦戻して白紙にして、そして、慎重にまた議論したらどうだというのは、私は三輪委員さんの御意向かなと、そんなふうを受けとめましたし、附帯決議をされたお二方の委員さんの中には、これは凍結をとということも含まれておりました。ですから、両委員さんもかなりそのあたりには思いが深いものがあるなというふうに感じました。

ですから、凍結も含めて再協議ということ、三輪委員さんの一旦白紙にしてということは、そこからまた新たな議論をとということにおいては、どこかに共通する道があるのではないかなというふうに感じました。

しかし、いずれにしても、きょうは常任委員会での結論でございます。本会議の定例会の最終日にこの附帯決議を伴って原案が御承認いただいた暁には、私どもとしては、定例会中、あるいは特にきょうの総務建設常任委員会で皆さん方からいただいた御質疑、御意見、そして、全員協議会のときでもございましたので、そういったことも含めて、本当によく議会の皆さん方と調整させていただく、意見交換させていただいて精査して、私は、いわばめでたい事業になっていかなきゃおかしいなと思っております。

大きな1つの節目にこういったことをやっていこうとするわけですから、皆さん方に不本意な思いがあったのでは本当に、この事業の趣旨から言っても、私もそこは本意ではございませんので、できる限り議会の皆さん方としっかりとそのあたりは議論させていただいて、三輪委員さんは落としどころとおっしゃられましたけど、まさに皆さん方との議論の中できちっと道筋を見出して、結果、町民の皆さん方に御理解いただけるような方向で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（服部英二夫君） 次に、議案第42号、木曾岬町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第42号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第42号は原案のとおり可決す

ることに決定しました。

次に、議案第43号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第43号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第44号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について（所管部分）に討論があります方、御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第44号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第48号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第48号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第４８号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４９号、平成２９年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第４９号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第４９号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５０号、平成２９年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論者がいないので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第５０号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第５０号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５１号、平成２９年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第５１号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りします。

委員長報告書の作成及び本会議での当委員会での議論内容及び決定事項に係る委員会報告をいたすことを、私、委員長に一任していただくことで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、私が委員会報告書作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで本委員会に付託されました8議案の審議は終わらせていただきます。

次に、その他の項に移ります。本委員会の所轄事項等で何かございましたら御発言ください。

○副委員長（三輪一雅君） この間からお話ししていることで、庁舎と議会棟を一緒になぐとといった件ですけど、今、管理上で侵入禁止されたわけですけど、これを明らかに通すように何らかの手だてをするべきだというふうに思います。ちょっと検討していただきたい。

例えばざっと計算していったんですけど、庁舎内の職員さんの給料は大体5億円で、そこで100人を200時間で割って、12カ月でまたそれを割ると大体1時間2,000円ですね。それを、僕、行って往復してきたんですよ。そうすると、大体往復3分かかるんです、直接行くのとぐるぐるっと回るのではね。そうすると、3分かかるということは100円です。これが1日5往復して、それが240日間、毎日というふうになると、大体年間12万円の時間ロスがそこへ発生するわけですね。そうすると5年で60万円、50万円のシャッターをつけても余裕でもとがとれる。

なので、シャッターをつけるかどうかわかりませんが、要はトイレのほうに入らないようにするようなものを何かつくればいいわけでしょう。そういうような管理をしっかりしてもらった方が何か1つ僕はつくってもらってもいいと思うんですわ。それぐらいやって効率化を図ったほうがいいと思うんです。

こんな無駄なことをやるのはやっぱりおかしい。そもそもの計画はあそこを通ることになっていたので、なのにそれをわざわざ迂回するというのは、議員さんが言われるならというような話もあったけど、議員はそんなにしょっちゅう通らないのでいいんですけど、職員さんのほうはしょっちゅう通るので、やっぱりそういうふうに行行政効率してほしいなというふうに思います。

それから、防災訓練で、この間町長話を聞いたと思うんですけど、防災訓練をやっていたいただきました。いろんな種類をこのところやっていただいておって、やっぱり勘違いをされておる方がみえて、うちの近くの方が、要は浅井工業に逃げられなくなったらいいねと

いう話をされたんです。

それは、この間の夜間訓練では、うちの近くで言わせていただくと鍋田川の下流の水門の上に逃げたんですね。ごめんなさい、排水機場へ逃げたと。そういうシステムだったので皆さんそこへ行くとなって、そうすると、今までは浅井工業だったよねという話になっていて、じゃ、浅井工業さん、どうも使えんのやねって。だけど、この間、台風のときに、うちのほうで元南部保育園に避難してくださいね、そういう話があったんだけどそこはごちゃごちゃしていて、要は、あれっ、じゃ、このときはどこに逃げたらいいんだみたいな話になって、おばあさんだったんだけど、その方がすごいそれを気にされていた。もう全部なしになったんですかみたいな話をされたので。

やっぱりこれはしっかりその辺がわかる冊子とかマニュアルみたいなものをつくっていただいて、もう一回配布していただくかどうかわかりませんが、ただ、イエス、ノーで、例えば津波のときはこことか、台風のときはこことか、こういうときはこうとか。それでも、例えば南部保育園ですと水害の、水が入るとやっぱり高さが低いので不安という方もみえて、でも、こういうときは自宅にいたほうがいいですよとか、その辺がわかるような、明確にわかる何かを一度考えていただきたい。

それから、もう一つだけ、境港の水門の管理、この間一部の課長にいろいろお願いしたところがあったんですけど、大潮の関係で水が入ってきて、かなり上まで水が遡上したということがありまして、この辺、もうどんどん議論はされているという話は聞いたんですけど、しっかり場合によっては抗議も含めた対応をしていただきたい。

愛知県側が一応管理されているということでしたけれども、やっぱり住民の方、かなりこの間も不安視されていまして、これでもし風が吹いたりすると、やはり家のほうまで水が来るということは十分考えられる、高潮になる可能性は十分ありましたので、しっかりその辺の対応をしていただきたいということで、その辺の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○町長（加藤 隆君） 三輪委員さんからそれぞれ3点ほど御意見をいただきました。

1つは、議会棟と役場庁舎側のほうとの連携通路が今利用できない状況になっておるので、これを開放すべきだという御意見でした。これも早速検討させていただきます。また、多分いろんなそれに伴っての不都合が出てくるかと思えますけど、それも含めて検討させていただきます。

それから、避難施設の指定というか、表現というか、周知の問題ですね。これも先般、ちょうど敬老会の日三輪委員さん、私もちょうどお呼び合わせて話を聞きました。早速担当課長のほうに申しましたけど、正直、いろいろ複雑な面があって、どういう形で、今までもいろんな形で広報だとか冊子だとかでお知らせはしてきておるんですが、非常にわかりづらいというのも事実だと思いますが、役所的にもちょっと難しい、どう皆さんにお知らせを表現したらいいのかということもあって、そこらあたり、担当課長のほうにも指示

しておりますので、担当課長のほうからと、それから、鍋田川の下水門の件については、建設課長のほうから現時点での報告をさせていただきますので、お願いいたします。

○危機管理課長（小島裕紹君） 避難所の関係ですけれども、最近多くの災害がある関係で、非常に細分化されております。津波のときに逃げる避難所、長期間滞在する避難所、いろいろあって、それぞれ使用用途が違うということもございまして、先ほど町長も申しましたように、皆さんにどうお伝えすれば伝わるのかというのは非常に苦慮しておるところです。

三輪委員おっしゃっていただいた各書き物といいますか、パンフレットに関しましては、今年度で南部地区の避難タワーが完成を迎えます。これが完成したときには全ての避難所が一旦完成を迎えるということで、これを受けて、防災ハンドブック的なものの作成に取りかかりたいなというふうに原課のほうでは考えております。それにはハザードマップを含め、先ほど三輪委員おっしゃっていただいたように、どういうときにどこに逃げればいいんだというような書きぶりも入れて、何とか皆さんにわかるように、それとあわせて訓練をまたやっていきたいなと思っておりますので、御協力をよろしく申し上げます。

○建設課長（浅野 覚君） 境港の件でございますが、あそこは御存じのとおり県境部分にあるということで、今、愛知県と三重県と弥富市と木曾岬町とで、この4者でいわゆる排水管理協議会というのを設けておりまして、管理運営に携わっております。

具体的には、あの部分につきましては弥富市側のほうで日ごろの管理をしてもらってまして、実際どの水位になったときには閉めるとかあけるとかそのあたりで、今、詳細を含めて、確認も含めて、調整中でございます。

近々にこのあたりにつきましては、排水協議会の中できちっと決めてお示しできるようにと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○副委員長（三輪一雅君） 今の水門のことで、例えば管理がふぐあいで、どうも聞いていると、やっぱり水が増してくると、船のひもってそんなに長いわけじゃないので、結局転覆につながったりするというのもちょっと聞くんですね。特にこの間台風のときもどうも2そうぐらい転覆しているというので、台風だったら、明らかに台風だからしょうがないと思ってもらえる部分もあるかもわからんけど、単純に水が入ってくる入ってこないというようなレベルのときに、もしひっくり返るというようなことがあったときに、これは補償問題とかになってこやへんのかなというのもあって、そこらってどういうふうになっているのか、ちょっと聞きたいなと思えますけど。

○建設課長（浅野 覚君） その辺につきましても、協議会なりできちっと決めた水位のところでは管理するといったことをルールどおりやっていけば、問題ないっておかしいですけども、管理責任は問われないと思えますが、そのあたりを仮にルーズであったりとか、誤ったことをしていたときは、とりあえずは管理責任は問われると思えますので、そこを含めて議論かなと考えております。

○委員（加藤真人君） 木曾川堤防外に船だまりがありますよね。大新田の外、あれの船の管理とか、あれというのはどういう形で管理されておるんですかね。

○建設課長（浅野 覚君） 具体的な管理につきましては、養鰻組合さんのほうにお願いしています。

○委員（加藤真人君） 実際台風のと看、前回のときでも、あれ、どういう形で、どこかへ持っていかれるとか何とかというのは。

○建設課長（浅野 覚君） いわゆる河川区域に入っていますので、その部分を占有許可を受けての使用にはなっておりますが、ただ、船の管理につきまして、基本的には個人のお話ですので、そこについて、もちろん個人のほうで責任を持ってやっていただくということは一理と思っております。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） これにて本日の議事日程を全て終了しましたので、これもちまして本日の総務建設常任委員会を閉会いたしたいと思います。

長時間にわたり御審議ありがとうございました。

午後 4時44分閉会